

第2次太田市人権教育・啓発に 関する基本計画



平成31年 (2019年) 3月

太 田 市

はじめに



平成30年は、「世界人権宣言」が国連総会で採択されてから70周年の節目の年となりました。人権問題は国際社会全体に関わる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方から基本的人権の尊重の原則を定め、人権の保障を国際的に掲げたものです。

21世紀は「人権の世紀」と言われています。それは人類が経験した2度の世界大戦から、「平和がないところに人権は存在し得ない」、「人権が存在しないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓に基づいています。

本市においては、平成20年3月に策定した「太田市人権教育・啓発に関する基本計画」を人権尊重の基本理念として推進してまいりましたが、社会や経済情勢の変化に伴い人権問題が多様化し、人権に関する新たな課題も生じています。今後さらに人権を尊重し合える差別のない社会の実現に取り組み効果的な施策の推進を図るため、ここに「第2次人権教育・啓発に関する基本計画」を策定いたしました。

市民一人ひとりの人権が保障され、何人も差別されることなく、その個性及び能力が十分に発揮されるまちづくりが実現できるよう取り組んでまいりますので、引き続き市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この基本計画の策定にあたり、活発な議論や、貴重なご提言をいただきました「太田市人権施策推進協議会」の委員の皆様をはじめ、ご尽力いただきました皆様に心から感謝し、お礼を申し上げます。

平成31年3月

太田市長 **清水聖義**

目次

第1章 基本的な考え方

1. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の基本理念と目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 人権に関する意識調査結果の概要・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 人権教育・啓発の推進

1. 人権教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2. 人権啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 さまざまな分野における人権課題に対する施策の推進

1. 女性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
2. 子ども・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
3. 高齢者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
4. 障がいのある人たち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
5. 同和問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
6. 外国籍の人たち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
7. HIV感染者・ハンセン病患者等・・・・・・・・・・・・・・ 20
8. 犯罪被害者等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
9. インターネットによる人権侵害・・・・・・・・・・・・・・ 23
10. 性的指向・性自認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
11. さまざまな人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第4章 人権にかかわりの深い職業従事者への施策の推進

1. 市職員等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
2. 教職員・社会教育関係者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
3. 医療・保健福祉関係者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
4. マスメディア関係者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第5章 計画の推進

1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
2. 関係機関・団体等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
3. 進行管理と計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

参考資料

太田市人権施策に関する意識調査（個人調査・企業調査）概要	29
用語解説	40
世界人権宣言	47
日本国憲法（抄）	53
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	55
太田市人権施策推進協議会設置要綱	57
太田市人権施策推進協議会委員名簿	58
太田市人権施策推進会議設置要綱	59

※「障害者」の「障がい者」の表記について

太田市では、人にやさしい行政の取り組みとして、平成17年度から市で使用する「障害者」などの「害」の字の表記について、ひらがなで表記しています。ただし、国の法令等については、変更せずに、「害」の字を使用しています。

第1章 基本的な考え方

1. 計画策定の背景

(1) 国際的経過と背景

人類は二度の世界大戦の惨禍を経験し、平和の尊さを学びました。この教訓をもとに人類は、人権の尊重が平和の基本であることを世界の共通認識に、基本的人権の確立のためすべての国と人民が達成すべき共通の基準として、1948（昭和23）年12月に「世界人権宣言」を国連で採択しました。そしてその理念の実現のため、「人種差別撤廃条約」をはじめとした人権に関する各種条約の採択や、「国際人権年」をはじめとした国際年を制定して今日に至っています。

1994（平成6）年12月の「人権教育のための国連10年」の決議の採択を受け、世界各国で人権教育を積極的に推進する行動計画が策定され、また、2004（平成16）年12月には「人権教育のための世界プログラム」の決議が採択されました。

(2) 国内における取り組み

日本国憲法は、「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」として、第14条に「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と差別の禁止をうたっています。

国は、「人種差別撤廃条約」を批准し、国際社会と足並みをそろえてきました。

しかし、今なお同和問題をはじめとしたさまざまな人権侵害問題があり、基本的人権が確立されていない状況にあります。差別の撤廃と人権の尊重は人類普遍の基本理念であり、人権の確立にむけての努力が必要であることから、1997（平成9）年7月には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を、また、2002（平成14）年3月には「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定してきました。

群馬県では、上記のような国の動きに対応して、2005（平成17）年3月に「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を策定し、総合的かつ計画的な推進に取り組んできました。

(3) 本市における取り組み

本市では、2001（平成13）年12月、「人権教育のための国連10年太田市行動計画」を策定し、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題等人権問題の解決に向けて、市民があらゆる機会を通じて人権尊重の精神を理解し、体得し行動することができるよう、さ

さまざまな施策に取り組んできました。

2005（平成17）年12月に制定された「太田市まちづくり基本条例」の中で、「市民一人ひとりの人権が保障され、何人も差別されることなく、その個性及び能力が十分に発揮されるまちづくり」を、基本原則に定め、その実現に取り組んでいます。

さらに、2008（平成20）年3月に「太田市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、さまざまな施策を実施してきました。しかし計画策定から11年が経過する中、人権問題の多様化や複雑化をはじめ、社会経済情勢等の変化に伴い新たな課題も生じてきています。そこで、これまでの成果と課題を踏まえ、より一層効果的な施策の推進を図るため、この度「第2次人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

2. 計画の基本理念と目標

（1）基本理念

人権は、人間の尊厳に基づき、すべての人が生まれながらにして持っているかけがえのない権利であり、人間が人間らしく生きていくために欠かすことのできない基本的権利です。すべての人が、権利を享有し、ともに尊重されることは、平和で、自由で、活力に満ちた豊かな社会をつくるための基礎をなすものであり、一人ひとりの能力が十分に発揮できる社会を実現するための必須の条件です。しかし、現実には、自由、生存、幸福追求といった人権が侵害されることがあり、ふだん何気なく過ごしている日常生活の中にも、人権という視点から眺めてみると、さまざまな問題が生じています。このようなことから、権利の尊重が世界共通の行動基準とされていることを踏まえ、学校、家庭、地域社会、企業、団体等あらゆる場を通じて、市民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得し行動することができるようにすることを、本計画の基本理念とします。

（2）目標

すべての市民が、相互に人権の意義及びその尊重の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の権利と同様に他者の人権も尊重し、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、人権の共存が求められています。市民一人ひとりが人権の大切さを認識し、日常生活のさまざまな場面で実践に結びつけ、基本的人権の確立を目的に、あらゆる場と機会を通して、効果的な方法で人権教育・啓発を推進していくことを本計画の目標とします。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「人権教育のための国連10年太田市行動計画」、「太田市人権教育・啓発に関する基本計画」を引き継ぎ、また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び、群馬県の「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」それぞれの趣旨を踏まえ、今後の人権教育・啓発を総合的に推進することをめざし、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき策定するものです。

4. 人権に関する意識調査結果の概要

太田市まちづくり基本条例に基づく、人権尊重のまちづくりに向けた本市の今後の人権教育・啓発施策の効果的な取り組みのための基礎資料とするため、2017（平成29）年6月、無作為に抽出した市民2,000人を対象に、人権に関する意識調査を実施しました。女性418人、男性295人、性別未記入35人の計748人から回答がありました。年代別の回答者は多い順に60歳代が21.5%、70歳代17.8%、30歳代16.5%となっています。有効回答率は37.4%でした。

以下に主な回答結果を紹介します。

- 人権にかかわる様々な問題への関心については、関心の高い順に、『障がいのある人の人権問題』が40.8%、『女性の人権問題』が33.8%、『子どもの人権問題』が31.6%でした。また、今の日本社会は人権が尊重されていると思いますかの質問に対し、『いちがいには言えない』が70.3%であり、取り組みが進む一方で市民の問題意識が高くなっています。
- 女性に関することで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですかの質問に対し、『就職時の採用条件、仕事の内容、昇給昇進における男女差など、職場における男女の待遇の違い』が45.6%、『「男は仕事、女は家庭」といった男女の固定的な役割分担意識を他人に押しつけること』が39.8%となっています。また、女性の人権を守るために、どのようなことが必要ですかの質問に対し、『男女ともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境の整備』が65.2%、『女性のための相談・支援体制の充実』が32.4%となっています。

- 子どもに関することで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですかの質問に対し、『「仲間はずれ」や「無視」、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたりさせたりするなど、いじめを行うこと』が76.7%、『いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする』が58.7%となっています。また、子どもの人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますかの質問に対し、『子どもに、他人への思いやりといのちの大切さを教える』が70.3%、『教師の資質・能力を高める』が45.3%となっています。
- 高齢者に関することで、特に人権上問題があると思われることはどのようなことですかの質問に対し、『経済的に自立が困難なこと』が41.0%、『働ける場所や能力を發揮する機会が少ないこと』が38.6%、『悪徳商法の被害者が多いこと』が34.1%となっています。また、高齢者の人権を守るためにはどのようなことが必要ですかの質問に対し、『高齢者が自立して生活しやすい環境にする』が57.0%、『高齢者のための相談体制の充実』が35.6%、『高齢者と他の世代との交流を促進』が34.6%となっています。
- 障がいのある人が地域で生活するとき、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですかの質問に対し、『働ける場所や能力を發揮する機会が少ないこと』が44.1%、『障がいのある人を、じろじろ見たり、避けたりすること』が42.4%、『道路の段差解消、エレベーターの設置等の暮らしやすいまちづくりが図られていないこと』が37.2%となっています。また、障がいのある人の人権を守るためにどのようなことが必要ですかの質問に対し、『障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする』が52.1%、『障がいのある人のための相談・支援体制の充実』が43.7%、『障がいのある人の就職機会を確保』という答えが34.2%となっています。
- 日本の社会に「同和地区」「被差別部落」などとよばれる問題があることを知っていますかの質問に対し、『知っている』が81.7%、『知らない』が17.4%となっています。「同和問題」について特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですかの質問に対し、『結婚問題で周囲が反対すること』が54.7%、『地域社会で不利な扱いをすること』が25.9%となっています。また、同和問題を解決するためには、どのようなことが必要だと思いますかの質問に対し、『市民一人ひとりが、同和問題について、正しい理解を深めるように努力する』が51.3%、『学校や地域における人権教育の推進』が37.2%となっています。

- 外国人が地域で生活するうえで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですかの質問に対し、『近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ないこと』が36.9%、『差別的な発言や行動をすること』が24.2%となっています。また、外国人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますかの質問に対し、『互いが、ともに暮らす市民であることの理解を深める啓発を進める』が46.1%、『外国人と日本人の相互理解と交流を進める』が43.0%となっています。
- エイズ患者・HIV感染者に関することで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですかの質問に対し、『患者・感染者のプライバシーを守らないこと』が35.7%、『差別的な発言や行動をすること』が34.5%となっています。また、エイズ患者・HIV感染者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますかの質問に対し、『プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制の充実』が53.9%、『エイズ・HIVに関する正しい知識を義務教育の中でも教育する』が53.3%となっています。
- インターネットに関することで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですかの質問に対し、『他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等、人権を侵害する情報の掲載』が71.7%、『出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること』が48.5%となっています。

本市では、これらの調査結果を踏まえ、太田市まちづくり基本条例の定めのとおり、「市民一人ひとりの人権が保障され、何人も差別されることなく、その個性及び能力が十分に発揮されるまちづくり」をめざして、第2次基本計画を策定し、施策を積極的に推進します。

第2章 人権教育・啓発の推進

1. 人権教育の推進

人権尊重の精神や態度は、幼い頃の家庭教育に始まり、保育所、幼稚園・小学校から高等学校・大学に及ぶ学校教育、地域社会とのかかわりの中で養われていきます。家庭、学校、地域社会が一体となり、生涯学習の視点に立って、幼児期(就学前)からの発達段階を踏まえ、学校教育と社会教育との連携を図りつつ、地域の実情に応じた人権教育を推進します。

(1) 学校教育の推進

本市の教育行政方針では、人権にかかわる問題を正しく理解・認識させるため、全教育活動を通して計画的に人権教育の推進を図るとともに、家庭や地域への啓発に努めることとなっています。本市では人権にかかわる重要課題の根本的解決を図るために、学校人権教育指導方針を定めています。人権尊重の精神を培い、個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養い、偏見や不合理な差別をなくすための指導の徹底を図ります。

① 全教育活動を通じた計画的な人権意識の高揚

保育所や学校におけるすべての保育・教育活動を通して、幼児、児童、生徒に人権尊重の意識を育み、高めていく取り組みを進めます。「学校人権教育指導方針」に基づき、市内全学校において人権教育主任を位置づける等指導体制の充実と人権についての理解を深め、行動につなげることができるよう、生活の場をテーマとした参加や体験を重視した学習等、指導方法の改善・充実に努めます。

② 互いのよさを認め合える常時指導の充実

すべての子どもたちの学ぶ意欲を喚起するため、各学校では「学び合い」を授業に取り入れた「わかる授業」の展開を通して、主体的、対話的な深い学びの実現に努めます。その中で人権教育においては、単に知的理解を深めるだけでなく、自分の大切さに気づくとともに、他の人への思いやりや生命を尊重することの大切さに気づくよう指導することが重要です。あいさつや男女混合名簿の使用など、一人ひとりを個人として尊重した常時指導を通して、自己有用感を高めるきめ細やかな指導に努めます。

③ 家庭・学校・地域が連携した人権教育の充実

各学校ではすべての教職員が確かな人権意識・感覚を持ち、指導に当たれるよう、資質の向上を図るための研修など指導体制の充実に努めます。また人権教育の取り組みについて、家庭、地域に積極的な啓発を行うことで、幼児、児童、生徒がその発達段階に応じながら、しかも一貫した人権教育を受け、主体的に行動する力を身につけることができるよう家庭、学校、地域社会が連携した人権教育の推進に努めます。

(2) 社会教育の推進

地域社会は、人と人との出会いを通じ、よりよい生き方を学ぶ大切な教育の場であり、実践の場でもあります。地域社会におけるさまざまな機会を活用し、地域の生活課題と人権問題を効果的に結びつけるなど、地域の実情を踏まえた人権教育の推進に努めます。

行政センター・公民館等の社会教育や福祉施設等を拠点とした、行政、社会教育関係団体、NPO等との広範な人権教育ネットワーク化の推進に努めます。

① 家庭教育の充実

家庭教育の重要性について、積極的な啓発活動を展開し、幼稚園、保育所、行政センター・公民館等が地域社会の子育て支援の拠点として、その役割が果たせるよう機能の充実に努めます。

② 生涯学習機会の提供

生涯学習の推進については、関係機関、団体等と連携し、人権教育の推進力となる熱意ある指導者の養成を図るとともに、社会教育関係団体指導者の指導力を強化し、地域の人権教育活動を積極的に推進するとともに、専門的な資質を培う研修や講座の充実に努めます。

市民の自主的・自発的学習活動を促進し、あらゆる場において人権教育及び啓発の推進を図るため、行政センター・公民館等におけるさまざまな生涯学習の機会を提供し、人権尊重の精神、合理的・科学的思考、社会連帯意識の高揚等、人権問題解決のための人権教育及び啓発活動の積極的な推進に努めます。

③ 地域が一体となった人権教育の推進

県や近隣の市町村、生涯学習施設、社会福祉施設等の連携を進め、地域が一体となった人権教育を推進する機能の充実に努めるとともに、市民の自主的な学習活動の支援に努めます。また、人権にかかわる関係機関・団体等の連携を促進し、ポスター等の啓発物品の提供を含め、地域ぐるみの人権教育の推進が図られるよう支援に努めます。

2. 人権啓発の推進

すべての市民一人ひとりが、人権の尊重された社会の確立に向けて、人権問題を自分のこととして捉え、豊かな人権感覚を育てていくための人権啓発の推進に努めます。

(1) 市民への人権啓発

市民一人ひとりが、人権を自分の問題として捉えなおし、基本的人権の尊重やさまざまな人権問題に関する正しい知識を習得するとともに、多様な価値観や考え方を身につけることができるよう、さまざまな学習機会の提供や効果的な手法による啓発活動の推進に努めます。

人権啓発にあたっては、市民の興味や関心を的確に捉え、市民が自分の問題として受け止め、行動に反映されるよう、身近な課題を取り上げるなど、より効果的な手法で推進に努めます。

① 学習機会の提供

人権に関する正しい知識を習得し、多様な価値観や考え方を受け止めることができるよう学習内容を充実し、積極的に学習できる機会の提供に努めます。

② 関係団体等との連携による啓発活動の充実

「人権週間」（12月4日～10日）などの取り組みの機会を捉え、法務局、人権擁護委員、県や他市町村との連携を図りながら、より効果的な啓発に努めます。啓発にあたっては、身近な課題や具体的な事例の紹介など内容・方法を工夫し、広報誌、マスメディアやインターネット等あらゆる啓発媒体を活用し、有効な啓発に努めます。

(2) 企業等への人権啓発

企業や団体は、多くの人々とかかわって活動しており、社会に対して大きな影響を与えていることから、その活動には環境や人権への配慮など社会的責任が求められています。

そのため、人権問題についての正しい理解と認識を深め、人事採用や職場、企業の活動等が人権に配慮したものとなるよう各種団体や企業と連携しながら教育・啓発に努めます。

① 企業等の支援

さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、企業等に対して人権研修の支援を図ります。

また、企業等の活動が基本的人権に配慮したものとなるようポスターの配布などを行い、人権教育・啓発に努めます。

② 就職・職業の機会均等の確保

就職・職業の機会均等の確保のため、企業に対し、社会的責任を自覚し、個人の能力と適性に基づく公正な採用を行うよう啓発に努めます。



第3章 さまざまな分野における 人権課題に対する施策の推進

本市においては、今日なおさまざまな人権に関する課題があり、これらの問題を解決するには人権尊重の視点から取り組むことが求められています。今後の人権教育・啓発の推進にあたっては、市民一人ひとりが、自らのこととして、人権問題についての正しい理解と認識を深め、意識の向上を図り、差別や偏見をなくしていくことが重要な課題となっています。以下、それぞれの分野における現状、課題、施策の方向性を示すこととします。

1. 女性

(1) 現状と課題

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けず、男女の人権が尊重されることを基本理念の一つとした「男女共同参画基本法」が1999(平成11)年6月に制定されました。そして、少子化や高齢化による労働力不足が急速に進行している現代では、女性の職業生活における活躍が課題となり女性が職業生活において個性と能力を十分に発揮できる社会を目指して「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が、2015(平成27)年8月に制定されました。男女が社会のあらゆる分野で参画する機会の確保、男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取り組みが進められています。

2017(平成29)年6月に実施した「男女共同参画に関する意識調査」では「性別によって役割を固定的に捉える考え方」(固定的性別役割分担)に肯定的な人が3割余りを占め、「男女の地位の平等感」には大きな男女差があり、社会の側面で男性優位と感じている人が7割でした。性別による固定的性別役割分担の意識が依然として根強く残っています。本市では「あらゆる分野に参画する機会を確保し、男女が性別にかかわらず一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現」を太田市男女共同参画基本計画の理念としてさまざまな施策に取り組んでいます。

また、女性に対するDV(ドメスティック・バイオレンス)やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為を含む性犯罪などの人権侵害行為についても深刻な問題が発生しています。

(2) 施策の基本的方向

少子高齢化・国際化・情報化等の急速な進展を背景に、あらゆる分野への女性の社会進出が不可欠なものになっています。性別による差別を解消し、男女それぞれの考え方が尊重され、個性や能力を十分に発揮し、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現が求められています。本市では、太田市まちづくり基本条例の中で、市民と行政との協働による男女共同参画社会の実現に向けたまちづくりを推進することとしています。また、2018（平成30）年3月に定めた「第3次太田市男女共同参画基本計画」を踏まえながら施策を推進します。

① 男女共同参画社会実現への促進

地域社会を活性化するためには、男女が企画・立案の段階からの積極的な参加が必要であり、両性の意見が反映できるよう、雇用における男女の機会均等と平等な待遇や地域活動への男女共同参画を推進するとともに、各種審議会・委員会等における女性の参画拡大を一層推進します。

また、講座・セミナー等を開催することにより、女性のエンパワーメントを促進し、リーダーとなる人材を養成します。

② 個人の尊重と男女平等意識の定着

男女平等及び人権尊重の意識の定着と男女共同参画に関する意識が深まることをめざして、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野において、教育・啓発活動の充実を図ります。

③ 女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力は、性的暴力やDVをはじめとして、社会が根絶すべき重大な人権侵害であるため、幅広い関係機関との連携を強化し、暴力を容認しない社会認識と理解を深めるための啓発事業に努めます。

2. 子ども

(1) 現状と課題

近年、少子高齢化、共働き家族の増加など家族形態の多様化、子ども同士の交流の変化、地域における人間関係の希薄化など、子育てを取り巻く社会環境は大きく変化しています。また、インターネットや携帯電話・スマートフォンの普及等による情報化が著しく進む中で、有害情報の氾濫（はんらん）や性の商品化など、子どもを取り巻く環境はますます悪化しています。児童買春や性的虐待、プライバシー侵害など子どもが犯罪の被害者となる危険や、家庭での乳幼児・児童虐待、貧困、ひとり親家庭の増加、さらに学校におけるいじめや不登校など、子どもの健全な成長に深刻な影響を与える問題も発生しており、子どもを社会全体で守ることが必要です。

子どもも大人と同じ基本的人権が保障されています。子どもは大人以上に人権を侵害されやすいため、子どもが健やかに成長できる社会を実現するためには、家庭、学校、地域、職場、関係諸機関、行政等が連携した取り組みを推進していかなければなりません。

あわせて、児童の権利に関する条約の理念の周知と具体化を図る必要があります。

(2) 施策の基本的方向

① 健やかな成長への取り組み

国では、2012（平成24）年に「子ども・子育て支援法」などのいわゆる子育て3法が制定され、この法律に基づき2015（平成27）年に「子ども・子育て支援新制度」のスタートにより、質の高い幼児期教育・保育の総合的な提供や地域での子ども・子育て支援の充実を図り、一人ひとりの子どもが健やかに成長することが出来る社会の実現を目指しています。

本市では、「太田市子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画」を策定し、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題に対し、住民・地域・事業者などの地域の連携・協働により解決するための取り組みに努めます。このような認識の上に家庭、学校、地域社会、職場、関係諸団体それぞれが緊密な連携を図り、環境や福祉等のボランティア活動、自然とのふれあい等、自主的、主体的な活動を促進し、豊かな人間性をもつ子どもたちの育成に努めます。また、学校における教育相談体制の整備や研修による教職員の資質の向上、さらに保護者や児童相談所、福祉事務所、保健所等さまざまな機関との連携を図り、取り組みの推進に努めます。

② いじめや不登校・虐待防止

子どもたちにとって学校・家庭は一番安心して過ごせる場でなくてはなりません。いじめや不登校、虐待は命にかかわる深刻な人権問題です。

いじめや不登校については問題解決のために一人ひとりが生き生きと活動できる学校づくりに努めます。また、研修を通じて教職員の資質の向上と生徒指導体制の充実を図るとともに、学ぶ喜びや目標達成の成就感をあげさせるカリキュラムの編成や、家庭、学校、地域社会と連携した支援体制の整備に取り組み、これらの問題解決に努めます。そして、学校に行きたくても行けない児童生徒や悩みを抱える児童生徒のために教育相談体制を整え、子どもたちの自己実現への支援に努めます。

虐待は児童にとって計り知れない苦痛と傷を負わせるもので、大きな社会問題となっています。このことから、「児童虐待の防止等に関する法律」の周知とともに、児童虐待の発生予防、早期発見、早期援助及び再発防止に取り組むための体制づくりに努めます。市における相談支援体制の充実・強化を図るとともに、児童相談所、福祉事務所、保健所、教育関係機関等との連携により、適切な保護に一層努めます。学校教育においては、家庭、地域の関係諸機関と密接な連携を図りながら児童虐待の防止に努めます。

3. 高齢者

(1) 現状と課題

わが国の総人口は減少傾向で、2017（平成29）年10月1日現在、1億2,671万人となり、内閣府の平成30年高齢者白書によると、平均寿命は2016（平成28）年現在で男性80.98年、女性87.14年であり、高齢化率も27.7%と世界一の高齢国家となっています。本市の高齢化率は国の平均よりも低いものの、25.27%（2018（平成30）年9月末現在）であり、人口の4人に1人は、65歳以上です。今後も出生率の低下や平均寿命の延伸により高齢化に拍車がかかることが予測され、高齢者の自立支援が喫緊の課題となっています。特に、独居高齢者や高齢者のみ世帯が増加し、老老介護、認知症対策、フレイル予防等の支援の必要性が高まっています。貧困、高齢者虐待、孤独死など高齢者を取り巻く課題は多様化し、高齢者の中でも、経済格差に加え、健康格差が問題となっています。

2015（平成27）年に介護保険法が改正され、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、厚生労働省が進める「地域包括ケアシステム」の構築を機に、介護人材の不足に対処し介護保険料の抑制に努めるとともに、介護予防の必要性を広く市民に認識してもらい、すべての高齢者が重度な要介護状態や認知症になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、お互いさまを大事にした住民主体による協働のシステムの構築が求められています。

(2) 施策の基本的方向

① 意識改革

高齢者が地域社会の中で、これまで果たしてきた役割や功績に対し、敬老意識等の醸成を図るとともに、地域社会全体で高齢社会を支えるための意識の啓発に努めます。

② 権利擁護

認知症高齢者等の財産管理や身上監護などの権利を擁護するため、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等の周知を図るとともに、支援体制の充実に努めます。

③ 保健福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと自立した日常生活を送ることができるよう、支援に必要なサービスを提供するための体制の整備に努めます。

4. 障がいのある人たち

(1) 現状と課題

障がい者の問題については、障がいの種類（身体障がい・知的障がい・精神障がい等）や障がいの特性、性別、年齢等により、教育・雇用・生活支援・保健・医療等求められる施策は異なってきます。障がい者一人ひとりに対応するものでなければなりません。

国の障がい者施策は、1993（平成5）年12月に「障害者基本法」が制定され、ノーマライゼーションの理念を踏まえ、「地域での共生」「社会的自立の促進」等を推進することとされました。障がいの有無にかかわらず、誰もが互いの人格と個性を尊重し支え合う、共生社会の実現の促進が図られてきました。

2013（平成25）年4月には「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」へ改正され、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系を整備し、また、2016（平成28）年4月に施行された「障害者差別解消法」では、国の行政機関や地方公共団体での「障害を理由とする不当な差別的取扱い」の禁止と「障害者への合理的配慮の提供」が義務付けられ、障がい者差別の解消を図るよう求められています。

本市においても、障がい者を取り巻く状況の変化と多様なニーズに対応するため、2018（平成30）年3月には、障害者総合支援法に基づく「第5期障がい福祉計画」「第1期障がい児福祉計画」を策定し、また、コミュニケーションのバリアをなくすため、手話は言語であるとの認識に基づき「太田市手話言語条例」を2018（平成30）年1月に制定し、すべての市民が互いに助け合い、支え合う共生社会の実現を目指し、さまざまな取り組みをしています。

地域社会で安心して暮らせ、お互いに認め合い、支え合うことのできるまちづくりのためには、何よりも人権という観点からの心のバリアフリーが必要です。

(2) 施策の基本的方向

① 人権を尊重する教育・啓発の推進

障がいや障がいのある人に対する理解を深めることができるよう、小・中学校での福祉教育、また社会教育における各種講座の中に、福祉教育のプログラムを積極的に取り込むよう努めます。

② 共生社会実現のための取り組み

障がいや障がいのある人に対する偏見、無理解といった「心のバリア」を取り除くため、継続的に啓発・広報活動を展開し、「地域の支え合い」意識の醸成に努めます。

「ノーマライゼーション」の理念に基づく共生と自立の場の提供、障がいのある人の入所施設や地域活動支援センター等の通所施設での入所者や利用者との交流及び交流機会の創出、また、就労支援に努めます。

5. 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題は日本固有の人権問題であり、1965（昭和40）年に出された国の同和対策審議会答申では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べています。

この答申を受け、同和問題を解決するために、1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」を制定し、その後、「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特別事業措置法に係る国の財政上の特別措置に関する法律」など、2002（平成14）年までの33年間にわたり特別対策が講じられました。

しかしながら、新たにインターネット上で差別的な書き込みがされるなどの事案は、依然として存在しており、2016（平成28）年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立・施行されました。

本市の同和教育は、差別を正しく認識し、差別をなくす意欲と実践力を育み、同和問題のみならずさまざまな人権問題の理解と認識を深める教育として、人権意識の高揚に大きな役割を果たしてきました。同和問題の解決は行政の責務であるとの認識のもとに、同和問題の解決を市政の重点施策と位置づけ、県、市町村、関係機関等と連携し、各分野において積極的に施策を推進してきました。こうした取り組みにより、生活環境の整備については大きく改善されてきましたが、差別意識については、結婚や悪質な差別落書きなどに見られるように依然として根深いものがあり、同和問題が解決したという状況には至っていません。今後も同和対策審議会答申の基本精神を踏まえ、同和問題を早期に解決し、人権が尊重された社会の実現をめざす必要があります。

差別をなくすためには、私たち一人ひとりが、同和問題を正しく理解することが大切です。

(2) 施策の基本的方向

① 人権を尊重する教育・啓発の推進

市民一人ひとりが、地域や家庭、学校、職場などにおいて同和問題についての正しい知識と認識を深め、差別のない社会を実現するため、教育・啓発に努めます。また、えせ同和行為の排除に向けた取り組みに努めます。

学校教育では、社会科を中心とした教科において、同和問題を歴史的に正しく理解するとともに、認識を深め、基本的人権にかかわる課題として捉え、身近な差別や偏見を進んで解決しようとする実践力を身につける教育に努めます。

② 差別のない社会実現のための取り組み

同和問題の解決を図るため、関係住民の自主的な努力を支援し、自立と自己実現を阻害している諸要因の解消に努めます。また、住民相互の交流を図り、問題の解決に向けた系統的で持続的な取り組みを推進します。

6. 外国籍の人たち

(1) 現状と課題

近年の国際化社会を反映して、わが国に在留する外国籍の人たちは、年々増加し、太田市においては、2018（平成30）年10月末現在、70ヶ国、10,933人を超える外国籍の人たち住民が生活しており、定住者や永住者が多くなってきています。

一口に外国籍の人たちに関する人権問題といっても、近年増加している日本で生活する外国籍の人たちや、働きに来ている外国人労働者の人権問題もあれば、わが国の歴史的経緯に由来して在住する在日韓国・朝鮮人に関する人権問題、言葉や識字の問題等、意思疎通がうまくできないため、深刻な状況を発生させるなど、その内容は多様です。外国人であるがゆえの偏見や差別が生まれたり、言語、文化、習慣等の違いから相互理解がまだ十分ではなく、住居、労働、福祉、医療、教育等のさまざまな分野で課題があります。こういった状況を踏まえ、2016（平成28）年6月に「ヘイトスピーチ解消法」が制定されています。

異文化を理解し認め合い対等な関係を築きながら共に生きる多文化共生社会を形成していくことが大切です。そして、外国籍の人たち住民が安心して生活できる環境づくりが求められています。

(2) 施策の基本的方向

① 相互理解の促進

異なった文化の習慣をもつ人々に偏見や排除意識をもたず、それぞれが自然に交流し、共に生きていくための資質の向上を図るよう、国際交流事業等を通じて人権意識の育成に努めます。

② コミュニケーション支援の充実

外国籍の人たちが安心して生活できるよう、多言語による行政情報・生活情報の提供や外国人市民相談窓口、日本語学習の機会の提供などの充実に努めます。

③ 多文化共生社会の実現に向けた教育の推進

学校教育においては、多様な国籍の児童生徒の歴史的あるいは社会的背景が正しく理解されるよう努め、民族性等を尊重した教育に努めます。また、多様な国籍の児童生徒の日本語学習や日本での生活習慣等の支援に努めます。

7. HIV感染者・ハンセン病患者等

(1) 現状と課題

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）やハンセン病などの感染症に対する正しい知識や理解の不足から、これらの感染症にかかった患者・元患者等が周囲の人々の誤った知識や偏見等により、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起きています。

エイズの原因であるHIVの感染力は弱いため、日常生活では感染しません。にもかかわらず誤った認識からHIVの感染者及びHIV感染者の発病後の状態であるエイズ患者に対して、医療の拒否、就職や入学の拒否、解雇等の問題があり、差別や偏見、プライバシーの侵害が生じています。

ハンセン病はらい菌による感染症です。長らく必要のない隔離政策がとられてきましたが、発症する可能性は極めて低く、適切な治療により完治することができます。2008（平成20）年6月には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定されました。

感染症の人に対する偏見や差別を解消するためには、正しい知識を広く普及させるとともに患者等が置かれている状況を理解し、共に社会生活を続けるための意識を持ち、行動できるよう教育・啓発を行う必要があります。

(2) 施策の基本的方向

病気に関する正しい知識と理解の欠如が憶測や偏見を生み、差別につながります。あらゆる感染症患者やその家族等に対する偏見や差別をなくしていくためには、正しい知識と理解を深めていくことが最も重要です。そのためあらゆる機会を通じて次のような普及・啓発活動を進めていきます。

① HIV感染者等

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を踏まえ、疾病に関する正しい知識の普及を図るため、感染の予防と知識啓発活動に取り組みます。専門的知識に基づく保健指導等の相談体制の充実に努めます。

エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別意識を解消し、理解を深め、感染の予防や早期発見の機会、性教育を含めた正しい知識の教育の推進に取り組みます。

② ハンセン病患者・元患者等

病気に対する正しい知識の普及を図るとともに、患者・元患者等に対する理解を進めることが大切です。そのための交流活動等を行うなど、患者・元患者の社会参加を支援・促

第2次太田市人権教育・啓発に関する基本計画

進するとともに啓発に努めます。国でも平成21年度から6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定め、慰霊及び名誉回復に努めています。



8. 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族は、犯罪行為により生命や身体、財産に対して直接的な被害を受けるだけでなく、事件に遭ったことにより大きな精神的負担、医療費や弁護士費用などの経済的な負担を強いられます。また、マスコミ等の報道により、プライバシーが侵害されるなどの二次的被害を受ける問題が発生しています。

国では、犯罪被害者やその家族の人権に対する配慮と保護を図ることを目的として2005（平成17）年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行されるなど関連法の整備が進められています。また、2016（平成28）年4月には、「第3次犯罪被害者基本計画」が閣議決定されました。

本県においても警察をはじめとした関係機関・団体が連携して被害者等の支援を行っていますが、だれもが被害者等となりうる現状においては、一人ひとりが、被害者等の置かれている状況をわが身のこととして理解し、支援していくことが求められています。しかしながら、犯罪被害者等は実に多様であり、犯罪被害者等が安全で安心な生活を送ることができるようにするためには、社会全体で犯罪被害者等を支えていく気運を醸成するとともに、支援体制の整備や充実を図る必要があります。

(2) 施策の基本的方向

警察などの関係機関・団体と連携し、犯罪被害者等の支援体制の充実を図ります。

市民一人ひとりが犯罪被害者等の人権に配慮した社会の実現をめざし、犯罪被害者等の立場や気持ちに配慮できるような教育や啓発を推進します。

9. インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットの普及で、電子メールの利用やホームページによる情報の送受信が簡単にできるようになり、私たちの暮らしは格段に便利になりました。

インターネットでは、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信や、電子掲示板のような不特定多数の利用者の間で情報の送受信などが行われています。しかしながら、これらはいずれも匿名による情報発信が可能であり、また、簡単に情報発信ができてしまうため、さまざまな問題が発生しています。なかでも、特定の個人を誹謗中傷する表現や、差別を助長する表現などの人権を侵害する情報の発信や暴力や卑わい情報など、いわゆる有害情報の発信やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）によるいじめ問題も深刻化しているほか、個人情報の流出なども問題になっています。

国では、2002（平成14）年5月、インターネット等において権利の侵害が発生した場合における、プロバイダ等による敏速かつ適切な対応を目的に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が施行されました。しかしながら、インターネットによる人権侵害を防止するためには、プロバイダ等が適切な対応を講じるとともに、利用者がその責任等を十分に自覚することが必要です。

学校教育においては子どもをインターネットによる人権侵害から守るため、学校、家庭との連携により情報モラル教育を推進することが課題です。

(2) 施策の基本的方向

市民一人ひとりが人権の視点に立ち、個人のプライバシーや名誉について正しい知識と認識のもとにモラルをもってインターネットを利用するよう啓発活動を推進します。

情報教育を通じて、あふれる情報の中から正しい情報を主体的に判断できるようインターネット上の違法・有害情報やネットワーク犯罪への対応方法、知的所有権やプライバシー保護のあり方等の情報リテラシーの育成、ルールやマナーの理解を深めるさまざまな学習を行うとともに情報の収集、発信における個人の責任や情報モラルを早い時期から身につける教育の充実とともに、情報教育を通じ、インターネット等を介した犯罪などについての理解を深め、確かな人権感覚を身につけさせるように努めます。

10. 性的指向・性自認

(1) 現状と課題

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念です。具体的には恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛者（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛者（バイセクシュアル）を指します。このような性的指向を理由とする差別的取り扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっているが、偏見や差別が起きています。

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのかを示す概念です。生物学的な性と性の自己意識が一致しない人たちは、社会の中で偏見の目にさらされ昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの差別を受けています。

一般に「LGBT」として知られている性的マイノリティに限らず、性的指向・性自認は誰にでもあり、人それぞれ違うのです。しかしながら、多様な性に対して、社会的理解が低く、興味本位で見られるなど偏見や差別も起きています。全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い自分らしく生きることが出来る社会が望まれます。

(2) 施策の基本的方向

性的指向・性自認を理由とした偏見や差別などの解消を目指して、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野において、教育・啓発活動の充実を図ります。

学校において適切に教職員が対応できるよう啓発・研修の推進とともに、児童生徒への教育の推進に努めます。

11. さまざまな人権問題

(1) 現状と課題

現在の日本の社会には、これまで述べてきた人権課題のほかにも多種多様な人権問題があり、一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる偏見や差別のない社会を実現するため、正しい理解と行動を促すためのさらなる教育と啓発が必要です。

- ・ 刑を終えて出所した人に対する就職差別等が発生しています。これらの人の社会復帰のためには、本人の強い意識と併せて周りの人々の理解と協力が必要です。
- ・ ホームレスとなった人々に対して、嫌がらせ、暴行を加える事案が発生しています。ホームレスの人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力が必要です。
- ・ 拉致問題はわが国の喫緊の国民的問題であり、これを始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処は国際社会を挙げて取り組むべきであり、関心と認識を深めていくことが大切です。
- ・ アイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚などにおいて偏見や差別が依然として存在しています。アイヌの人々に対する理解と認識を深める必要があります。
- ・ 地震や台風、その他の大災害において、避難者に対しての配慮や偏見、風評などに惑わされることのないよう、正しい理解と認識が必要です。また、社会的弱者に対する配慮が特に求められます。
- ・ 人身取引は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。

(2) 施策の基本的方向

「刑を終えて出所した人」「ホームレス」「北朝鮮当局により拉致された被害者等」「アイヌの人々」「災害被災者」「人身取引」などに関する人権問題について、国や県の動向を注視するとともに関係団体と連携・協力して、教育と啓発の推進に努めます。

第4章 人権にかかわりの深い 職業従事者への施策の推進

市民一人ひとりが尊重され、差別されることなく、明るく住みよい社会にするためには、すべての人たちが人権感覚を高めることが大切です。とりわけ、人権にかかわる職業に従事する人の人権意識が不可欠です。人権にかかわりの深い職業に従事する者に対して、人権啓発・教育に関する取り組みを強化する必要があります。そこで、以下のとおり人権にかかわりの深い職業に従事する者に対する人権啓発・教育の充実に努めます。

1. 市職員等

行政職員は、全体の奉仕者として市民生活に深くかかわり、消防職員は、市民の生命、身体及び財産を守ることを任務として幅広く行っていることから、人権意識を高め、人権尊重の視点に立って職務が遂行できるよう職員研修の充実に努めます。

2. 教職員・社会教育関係者

教職員は、子どもの人権を擁護し、かつ教育活動全体を通じて、子どもの人権意識を育てる使命をもっています。そのため、さまざまな研修を通して教職員の人権意識を高め、人権教育の推進を図ります。また、家庭や地域社会との連携を深め、人権課題の解決に積極的な役割が果たせるよう努めます。

3. 医療・保健福祉関係者

医療・保健関係者は、人の生命や健康、生活を守るという重要な役割を担っています。

福祉関係者の業務は、プライバシーや権利をはじめ、さまざまな人権に対する理解と認識をもち、常に人権に配慮した対応が求められています。市民に最も身近な相談相手である民生委員・児童委員をはじめ福祉施設職員、児童福祉関係職員などの福祉関係者等に対する研修が必要となります。

そのため、職務内容に応じ相手の立場に立ち、人権意識を高めきめ細やかな人権感覚を身につけて職務に臨むことができるよう、人権に配慮した研修の充実に努めます。

4. マスメディア関係者

人権問題に関してマスメディアが大きな影響力を有していることから、人権に配慮した活動とともに人権啓発・教育に関する自主的な取り組みが行われるよう促します。

第5章 計画の推進

1. 推進体制

本計画に基づいて、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するために「太田市人権施策推進協議会」による意見を取り入れ、反映し、太田市人権施策推進会議のもと、より効果的な推進を図ります。人権尊重のまちづくりをめざし、全庁体制で取り組み、市政のあらゆる分野で人権教育・啓発にかかわる施策を推進します。

2. 関係機関・団体等との連携

この基本計画に基づき、人権侵害を受けた人や人権侵害を受ける恐れのある人に対する相談・支援活動は重要な取り組み課題であり、人権教育・啓発を効果的に推進するためには、国・県・他市町村等の公的機関、NPOをはじめとする民間団体、企業及び関係諸団体と相互連携や協働を図ることが重要です。また、市民が自己実現のため主体的な活動に取り組めるよう、自立や社会参加の支援、緊密な連携・協働により、一層効果的な人権教育及び啓発にかかわる施策の推進の充実に努めます。

3. 進行管理と計画の見直し

この基本計画は、国や県及び本市の実情や状況変化等に的確に対応し、必要に応じて見直すこととします。また本計画に基づく施策については、その内容、方法、必要性等を検証し、施策の見直しを図っていきます。さらに施策の成果等については、定期的に点検を行うとともに、市民意識の変化や国の動向など、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間を定めず、必要に応じて本計画を見直すこととします。

參考資料

太田市人権施策に関する意識調査（個人調査・企業調査）概要

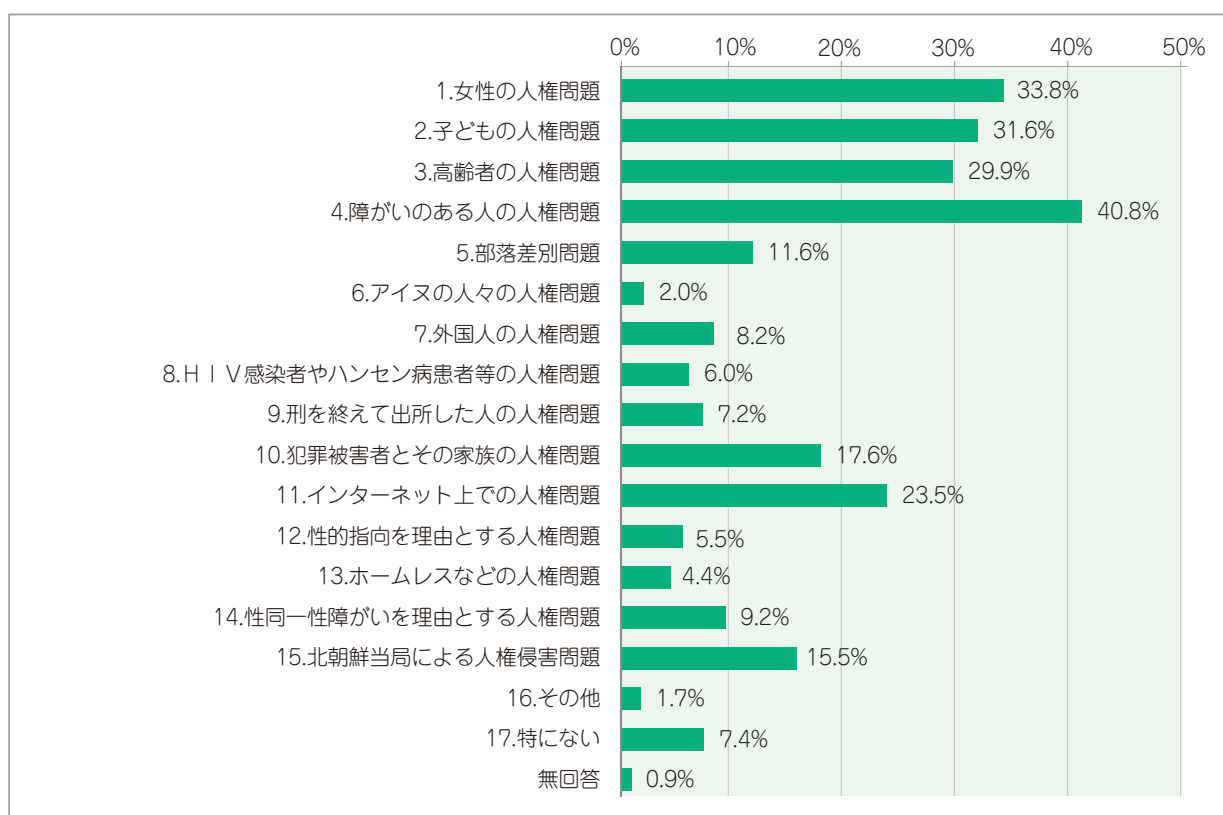
2017年6月に太田市市民及び本社所在地が太市内かつ従業員が4名以上の企業に対して実施した人権施策に関する意識調査（有効回答数 個人調査：748件、企業調査：364件）の概要は以下のとおり。

I. 個人調査

(1) 特に関心の高い人権問題

人権にかかわるさまざまな問題への関心については、「障がいのある人の人権問題」が40.8%と最も多かった。次に、「女性の人権問題」が33.8%と続いた。（図1）

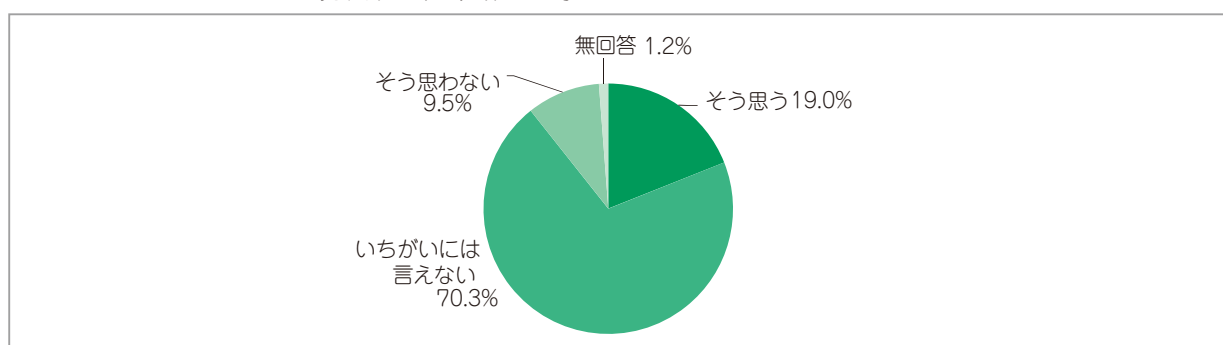
図1 特に関心の高い人権問題について



(2) 現代社会における人権の尊重について

今の日本の社会は人権が尊重されていると思うかの質問に対し、「いちがいには言えない」が70.3%と最も多かった。次に、「そう思う」が19.0%と続いた。（図2）

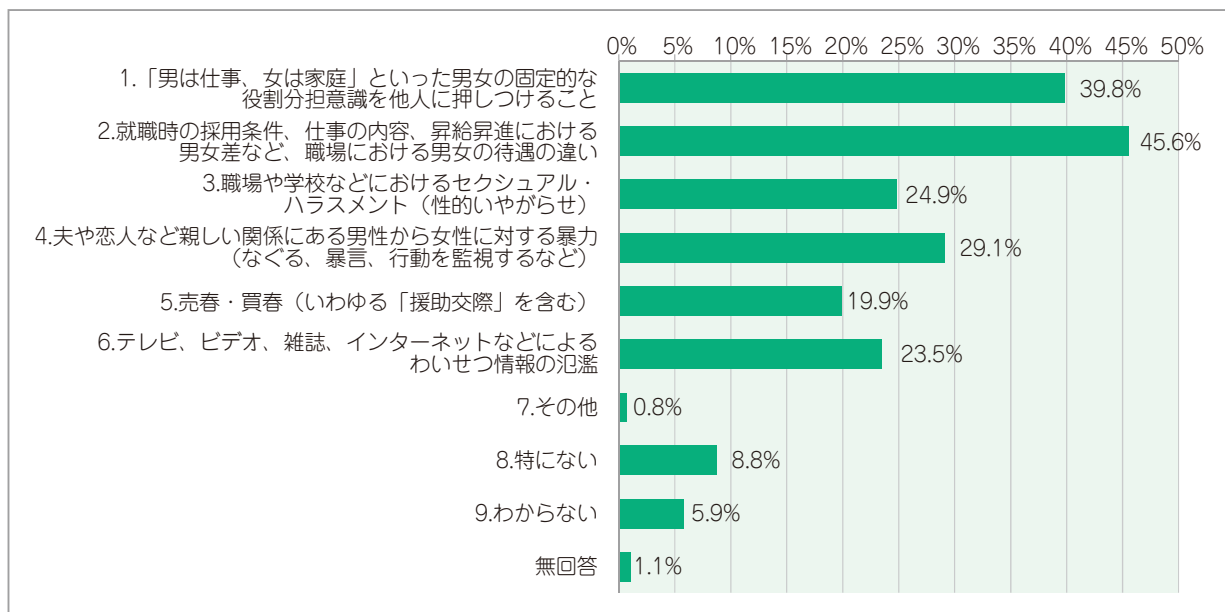
図2 現代社会は人権が尊重されていると思うかについて



(3) 女性の人権について

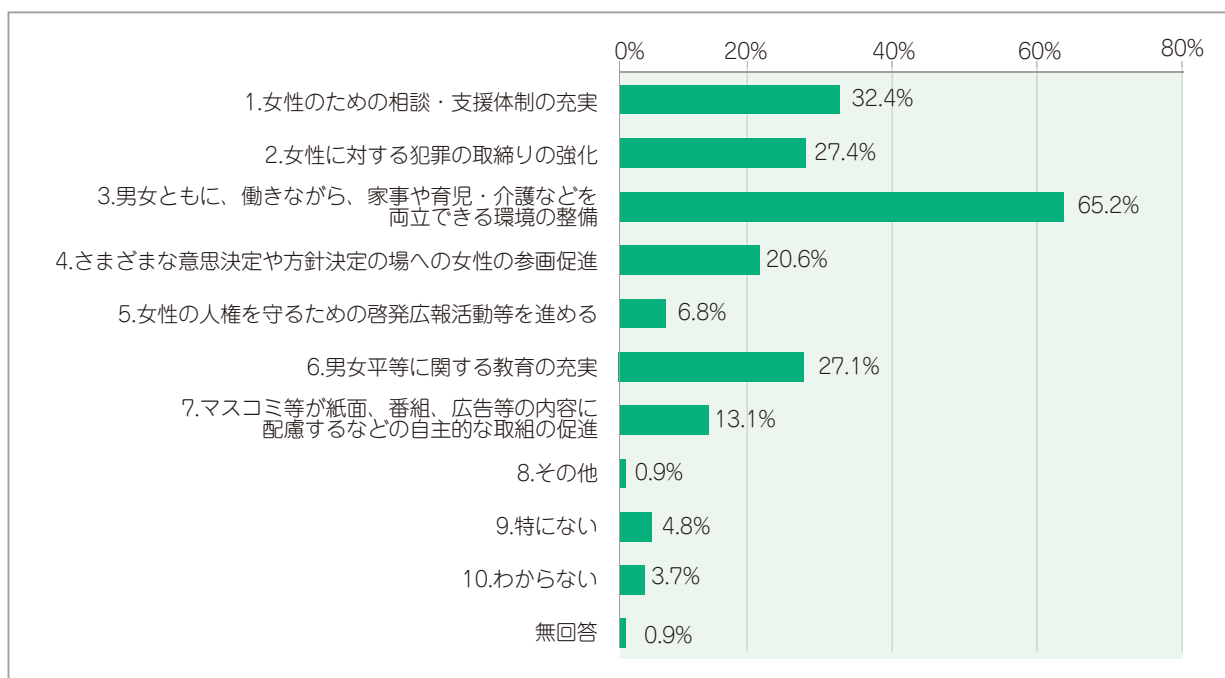
女性に関することで、特に人権上問題があると思われることについては、「就職時の採用条件、仕事の内容、昇給昇進における男女差など、職場における男女の待遇の違い」が45.6%と最も多かった。次に、「『男は仕事、女は家庭』といった男女の固定的な役割分担意識を他人に押しつけること」が39.8%と続いた。(図3-1)

図3-1 女性に関する人権上の問題について



女性の人権を守るためには、どのようなことが必要かの質問に対し、「男女ともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境の整備」が65.2%と最も多く、次に「女性のための相談・支援体制の充実」が32.4%、「女性に対する犯罪の取締りの強化」が27.4%と続いた。(図3-2)

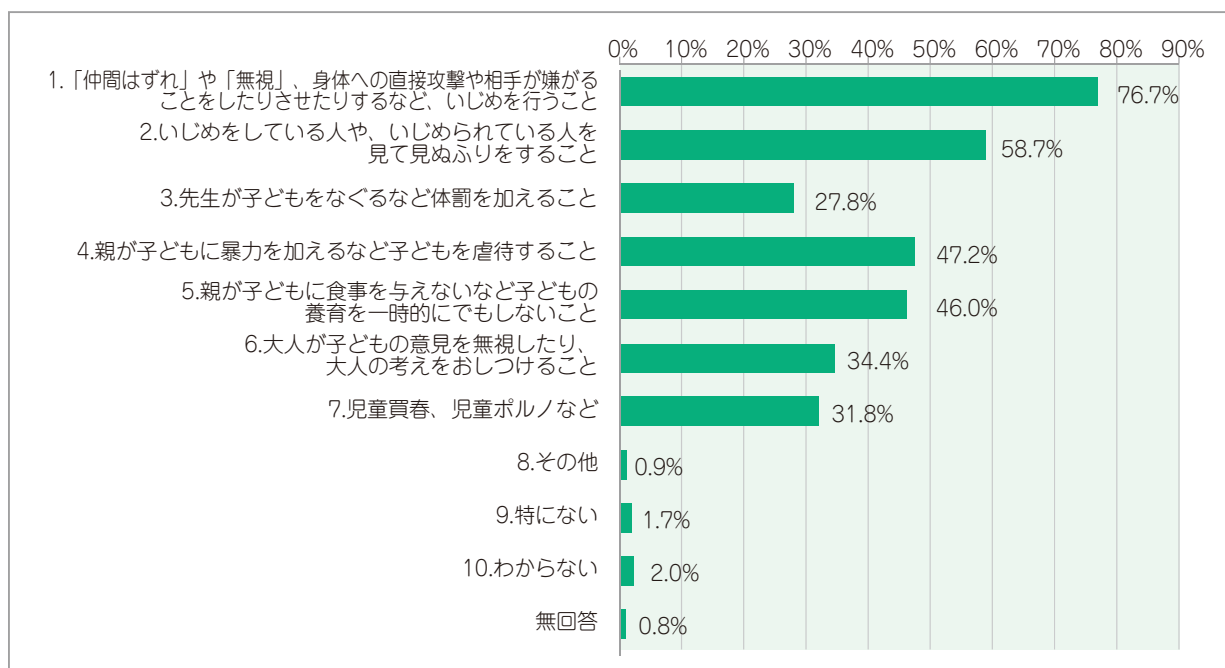
図3-2 女性の人権を守るためにどのようなことが必要か



(4) 子どもの人権について

子どもに関することで、特に人権上問題があると思われることについては、「『仲間はずれ』や『無視』、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたりさせたりするなど、いじめを行うこと」が76.7%と最も多かった。次に、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」が58.7%と続いた。(図4-1)

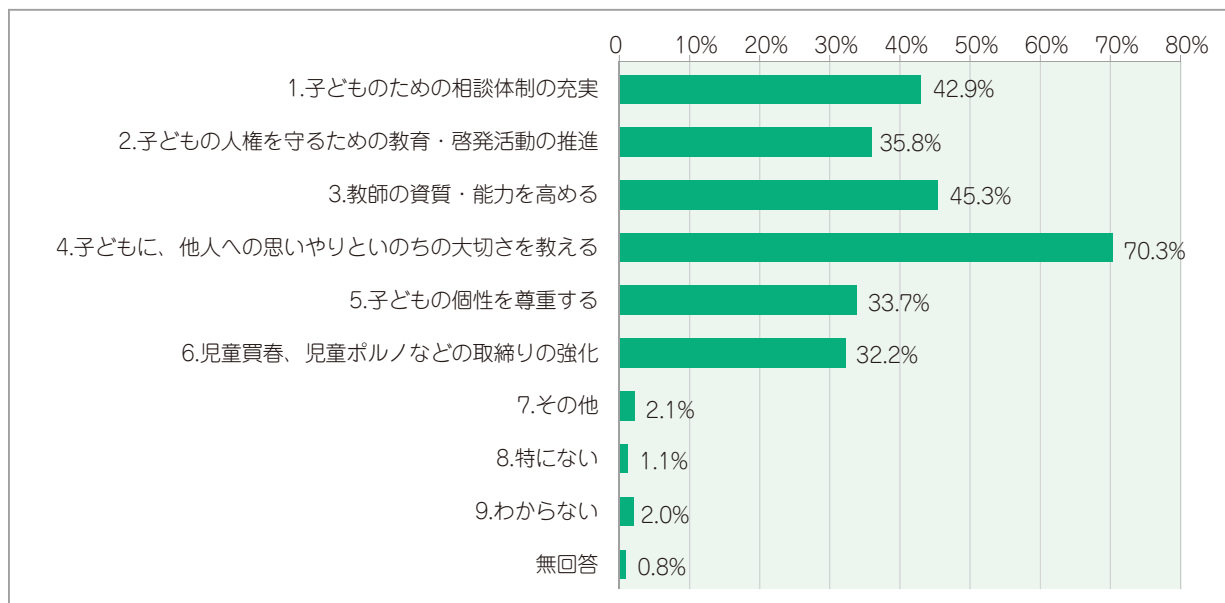
図4-1 子どもに関する人権上の問題について



子どもの人権を守るためには、どのようなことが必要かの質問に対し、「子どもに、他人への思いやりといのちの大切さを教える」が70.3%と最も多く、次に「教師の資質・能力を高める」が45.3%、「子どものための相談体制の充実」が42.9%と続いた。

(図4-2)

図4-2 子どもの人権を守るためにどのようなことが必要か

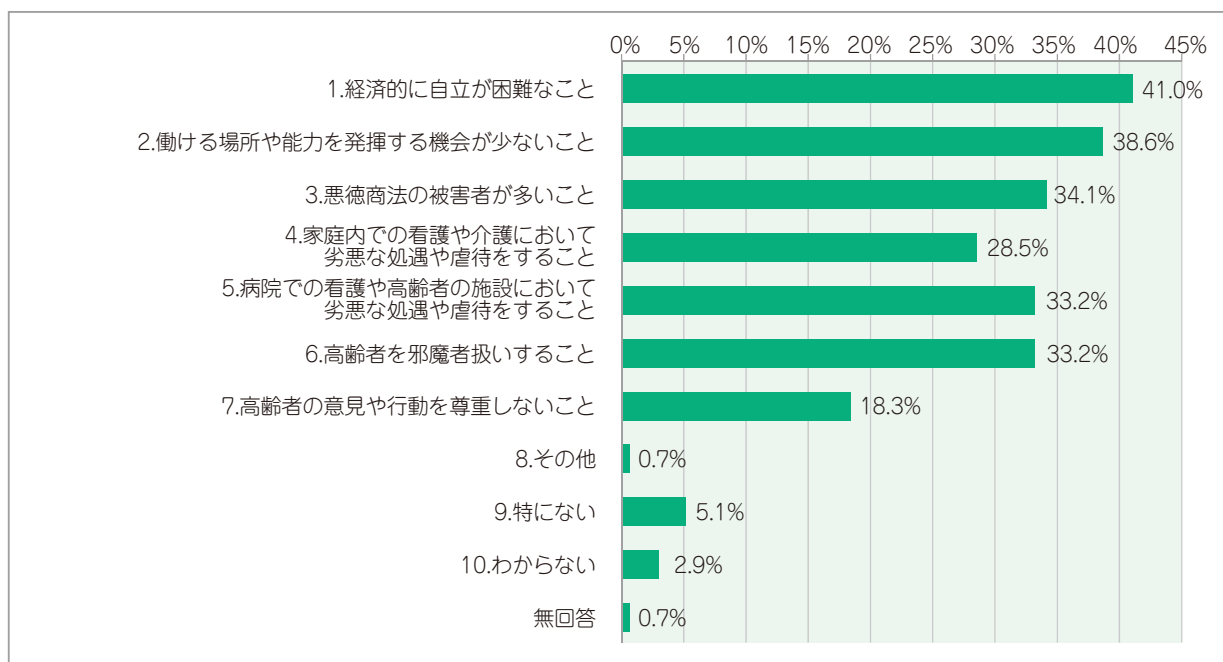


(5) 高齢者の人権について

高齢者に関することで、特に人権上問題があると思われることについては、「経済的に自立が困難なこと」が41.0%と最も多かった。次に、「働ける場所や能力を發揮する機会が少ないこと」が38.6%、「悪徳商法の被害者が多いこと」が34.1%と続いた。

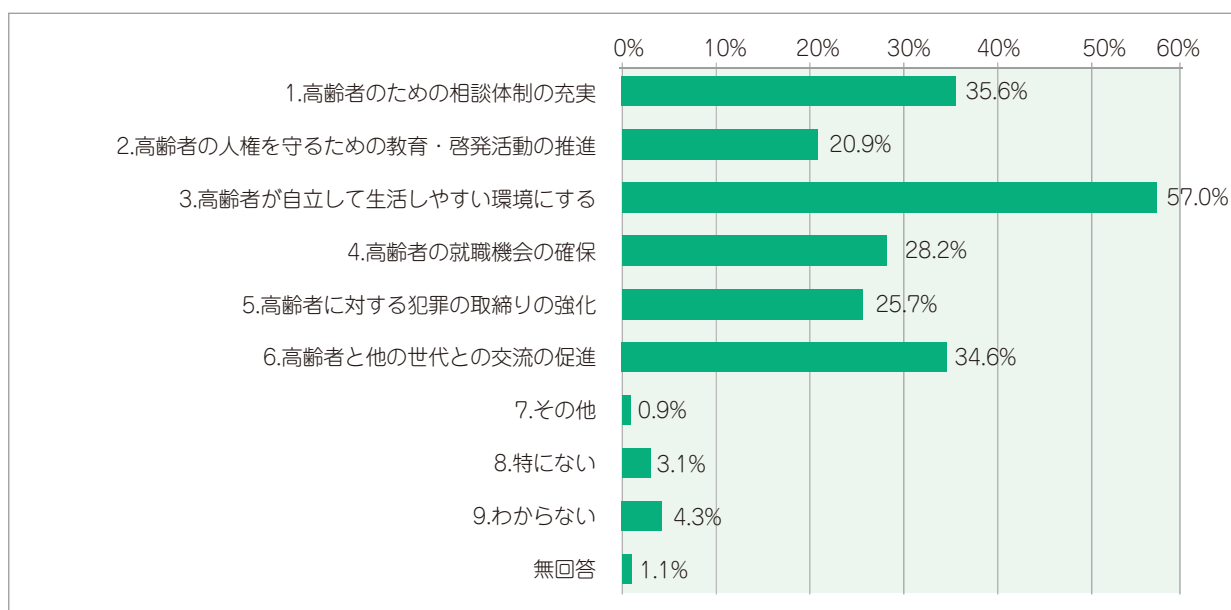
(図5-1)

図5-1 高齢者に関する人権上の問題について



高齢者の人権を守るためには、どのようなことが必要かの質問に対し、「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」が57.0%と最も多く、次に「高齢者のための相談体制の充実」が35.6%、「高齢者和其他の世代との交流の促進」が34.6%と続いた。(図5-2)

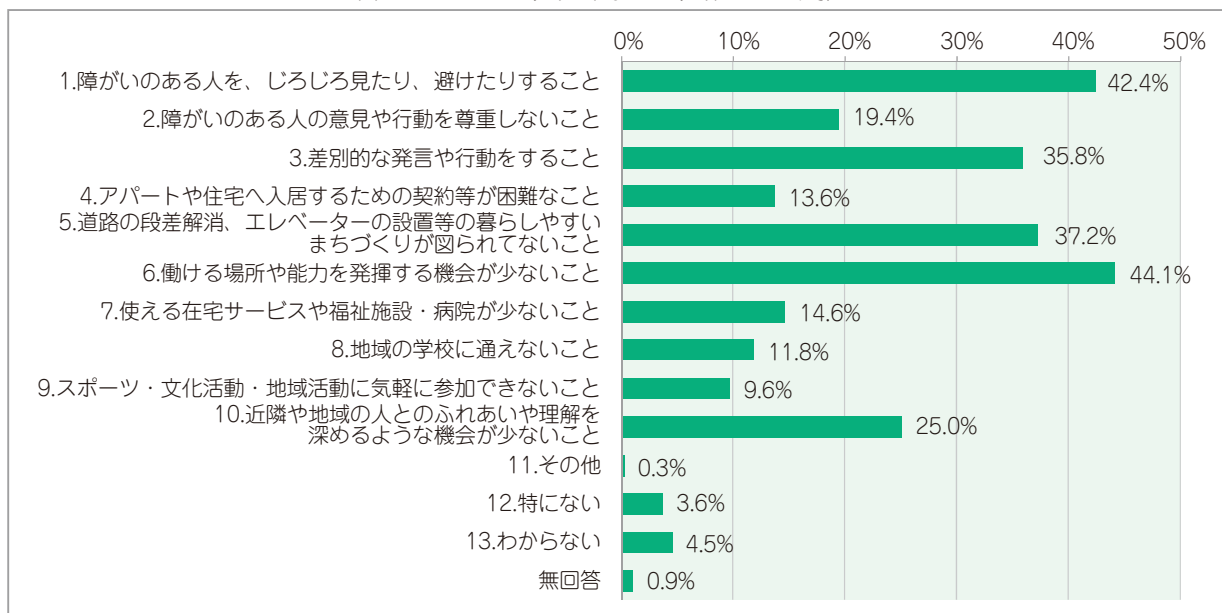
図5-2 高齢者の人権を守るためにどのようなことが必要か



(6) 障がいのある人の人権について

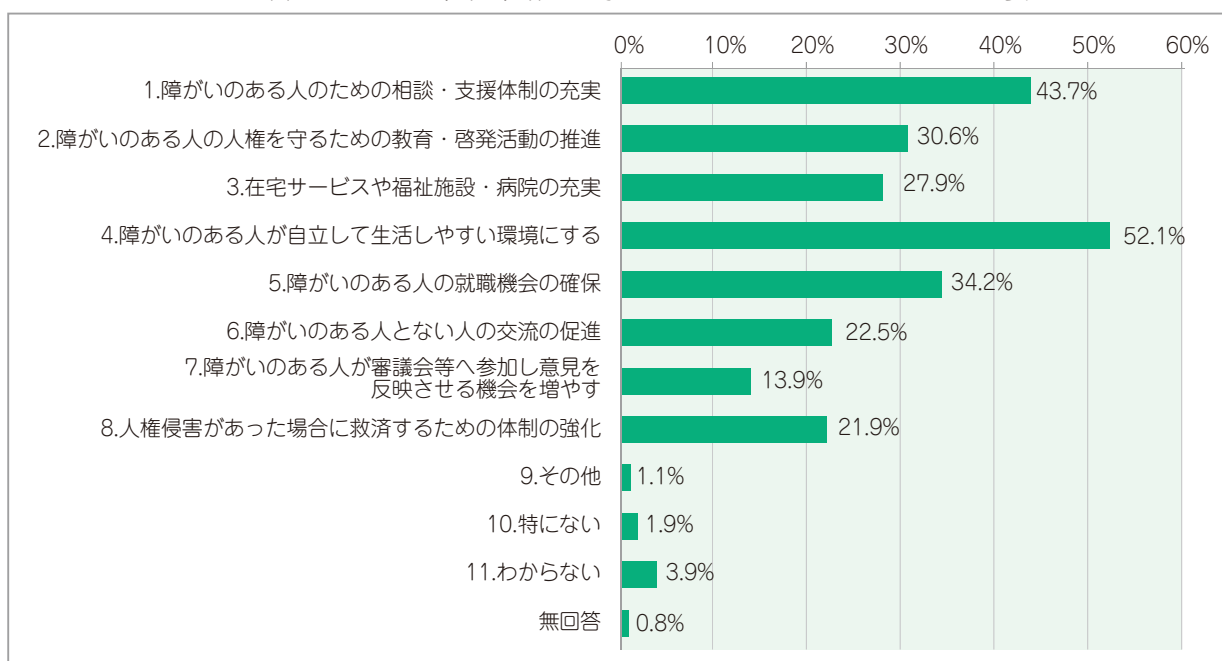
障がいのある人が地域で生活するとき、特に人権上問題があると思われることについては、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」が44.1%と最も多かった。次に、「障がいのある人を、じろじろ見たり、避けたりすること」が42.4%、「道路の段差解消、エレベーターの設置等の暮らしやすいまちづくりが図られてないこと」が37.2%と続いた。(図6-1)

図6-1 障がいのある人に関する人権上の問題について



障がいのある人の人権を守るためには、どのようなことが必要かの質問に対し、「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」が52.1%と最も多く、次に「障がいのある人のための相談・支援体制の充実」が43.7%、「障がいのある人の就職機会の確保」が34.2%と続いた。(図6-2)

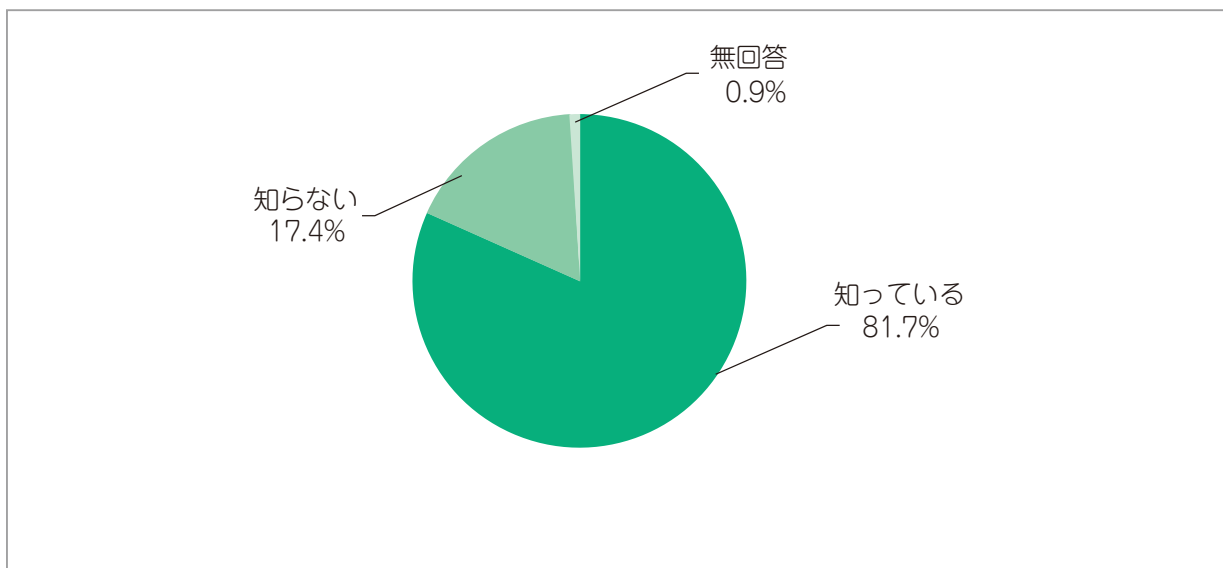
図6-2 障がいのある人の人権を守るためにどのようなことが必要か



(7) 同和問題について

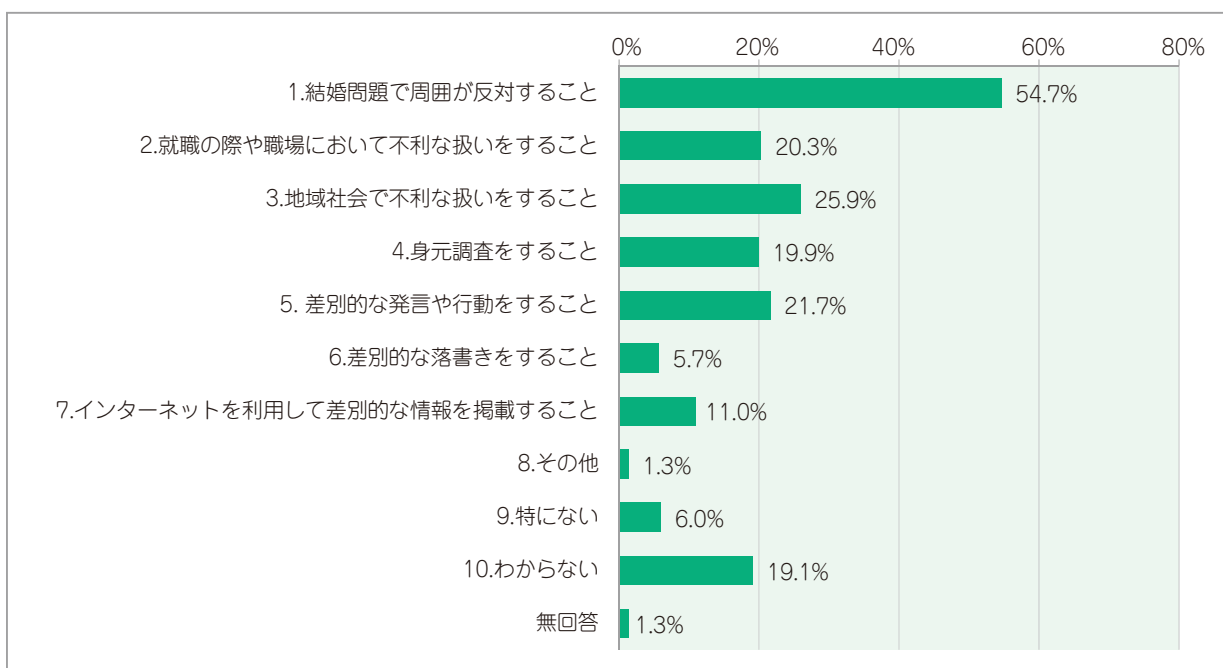
日本の社会に「同和地区」「被差別部落」などと呼ばれる問題があることを知っていますかの質問に対し、「知っている」が81.7%と最も多く、次に「知らない」が17.4%と続いた。(図7-1)

図7-1 「同和地区」「被差別部落」などと呼ばれる問題について



同和問題で特に人権上問題があると思われることについては、「結婚問題で周囲が反対すること」が54.7%と最も多かった。次に、「地域社会で不利な扱いをすること」が25.9%と続いた。(図7-2)

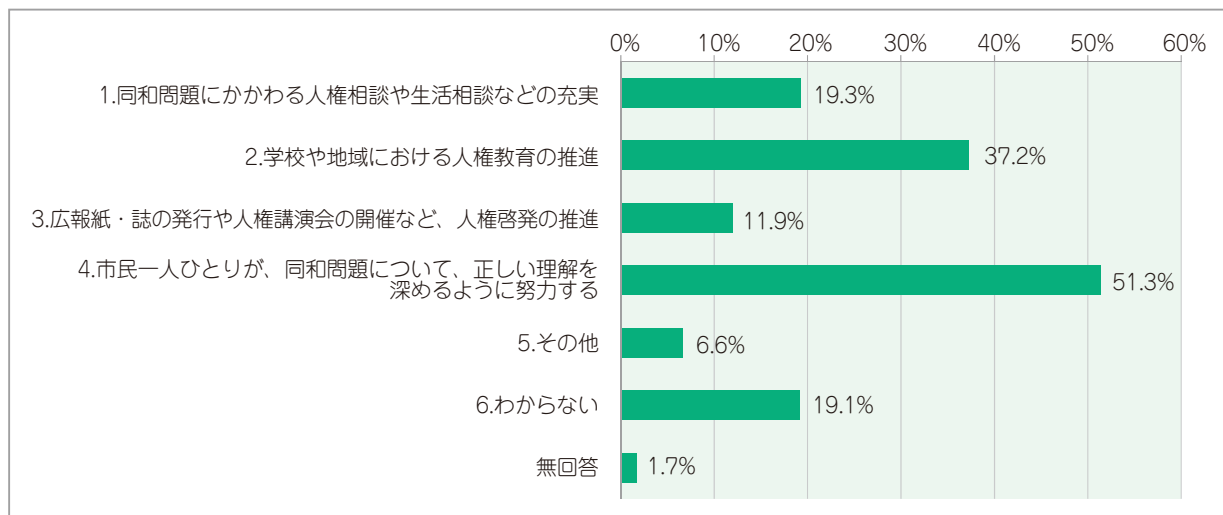
図7-2 同和問題に関する人権上の問題について



第2次太田市人権教育・啓発に関する基本計画

同和問題を解決するためには、どのようなことが必要かの質問に対し、「市民一人ひとりが、同和問題について、正しい理解を深めるように努力する」が51.3%と最も多く、次に「学校や地域における人権教育の推進」が37.2%、「同和問題にかかわる人権相談や生活相談などの充実」が19.3%と続いた。(図7-3)

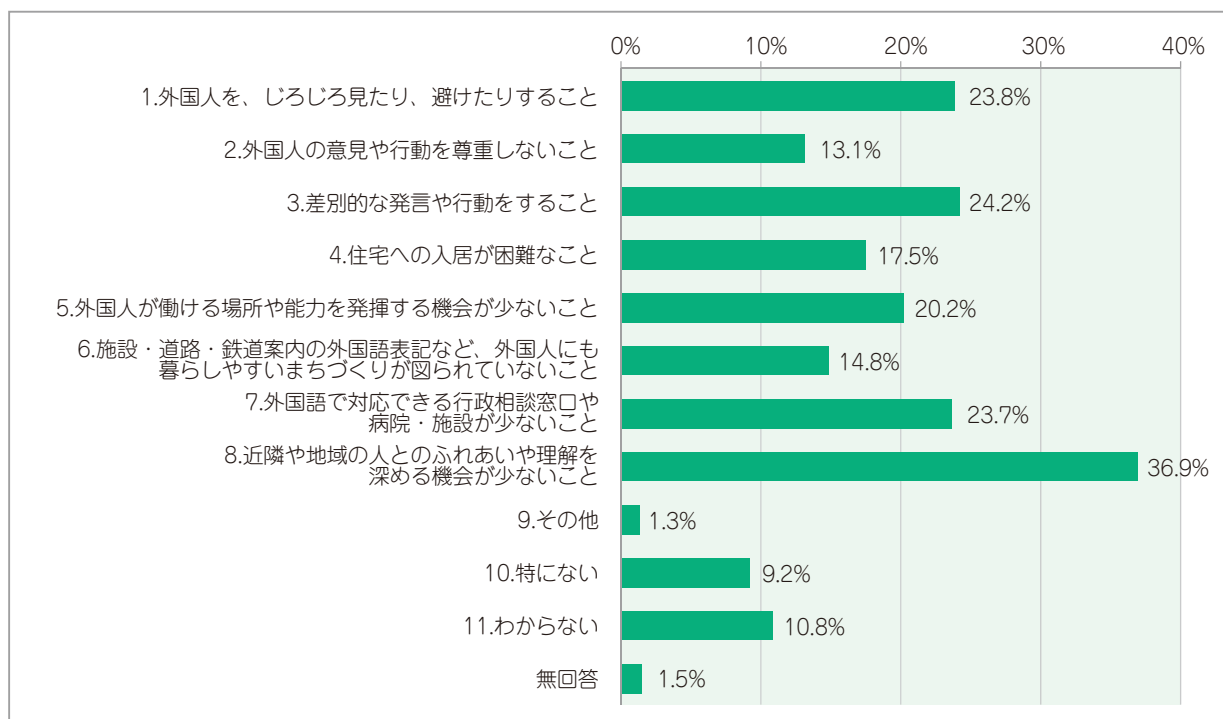
図7-3 同和問題を解決するためにどのようなことが必要か



(8) 外国人の人権について

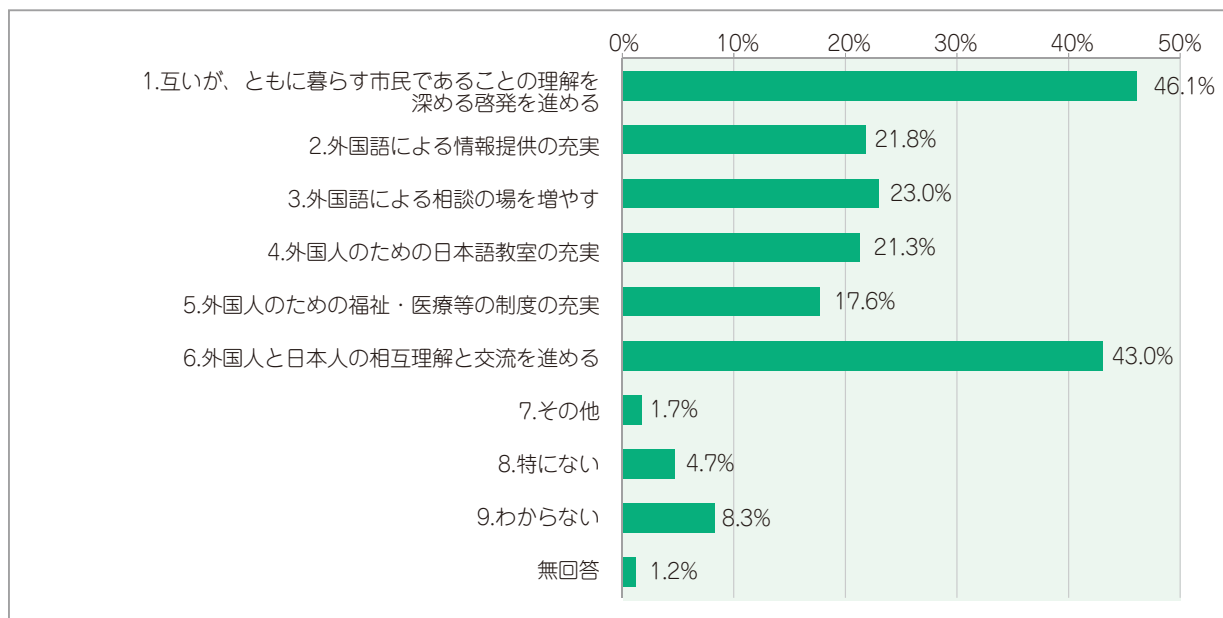
外国人が地域で生活するうえで、特に人権上問題があると思われることについては、「近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ないこと」が36.9%と最も多かった。次に「差別的な発言や行動をすること」が24.2%と続いた。(図8-1)

図8-1 外国人に関する人権上の問題について



外国人の人権を守るためには、どのようなことが必要かの質問に対し、「互いが、ともに暮らす市民であることの理解を深める啓発を進める」が46.1%と最も多く、次に「外国人と日本人の相互理解と交流を進める」が43.0%、「外国語による相談の場を増やす」が23.0%と続いた。(図8-2)

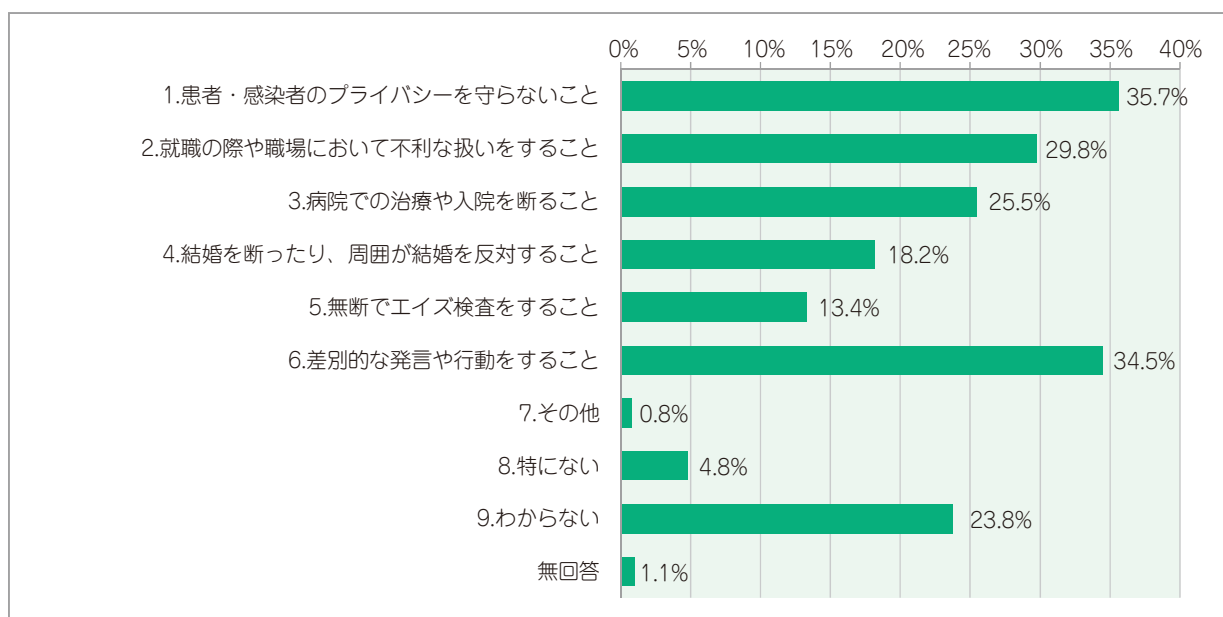
図8-2 外国人の人権を守るためにどのようなことが必要か



(9) エイズ患者・HIV感染者の人権について

エイズ患者・HIV感染者に関することで、特に人権上問題があると思われることについては、「患者・感染者のプライバシーを守らないこと」が35.7%と最も多かった。次に、「差別的な発言や行動をすること」が34.5%と続いた。(図9-1)

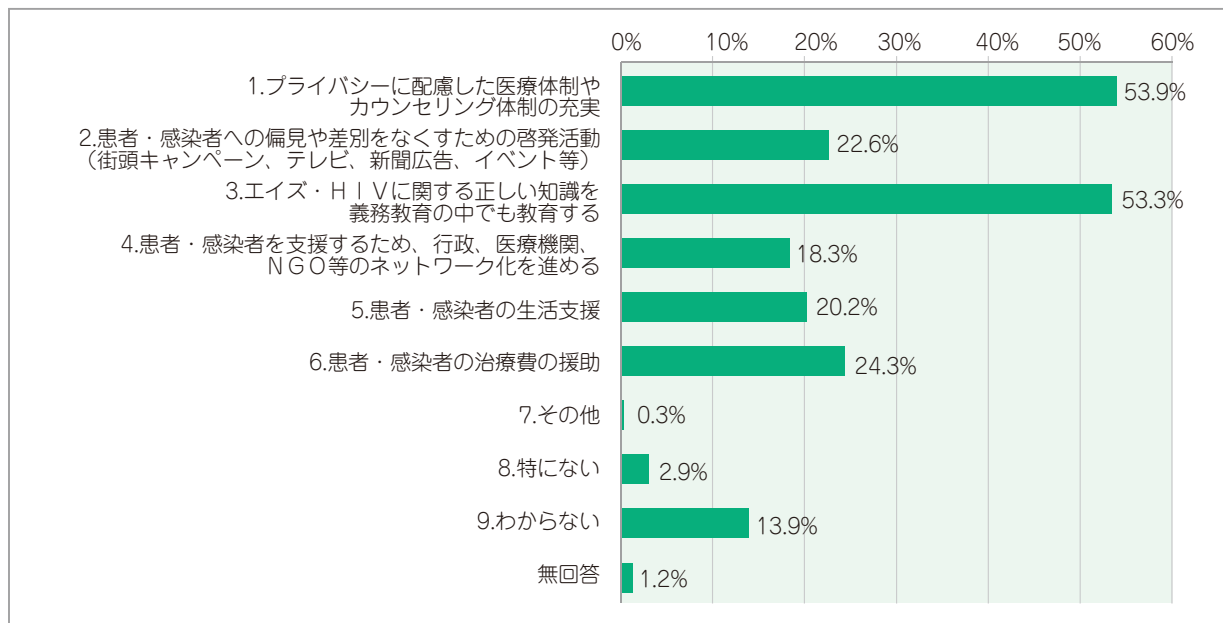
図9-1 エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題について



第2次太田市人権教育・啓発に関する基本計画

エイズ患者・HIV感染者の人権を守るためには、どのようなことが必要かの質問に対し、「プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制の充実」が53.9%と最も多く、次に「エイズ・HIVに関する正しい知識を義務教育の中でも教育する」が53.3%、「患者・感染者の治療費の援助」が24.3%と続いた。(図9-2)

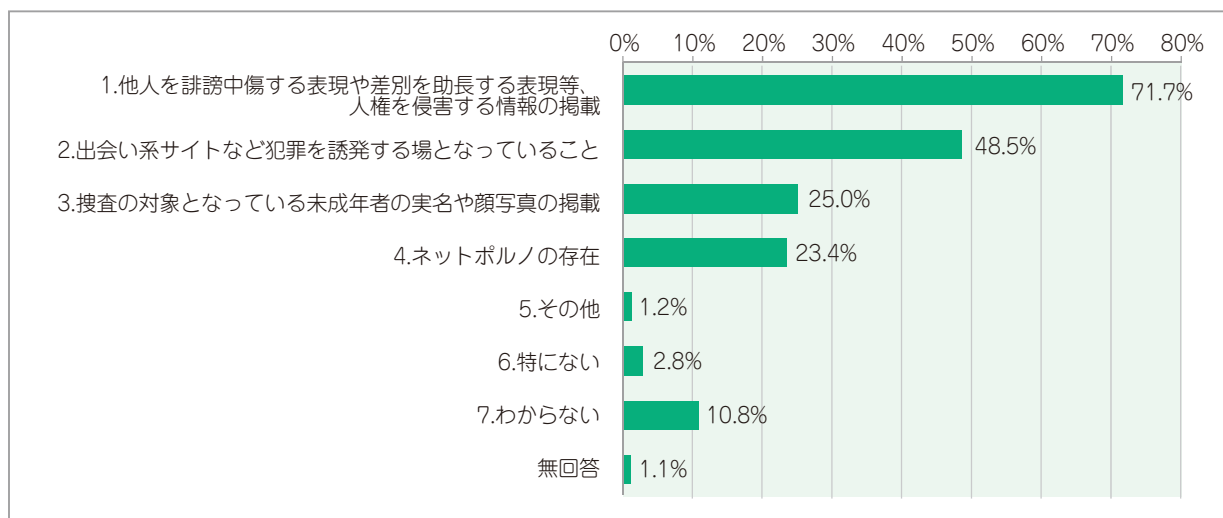
図9-2 エイズ患者・HIV感染者の人権を守るためにどのようなことが必要か



(10) インターネット上の人権について

インターネットに関することで、特に人権上問題があると思われることについては、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等、人権を侵害する情報の掲載」が71.7%と最も多かった。次に、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」が48.5%と続いた。(図10)

図10 インターネットに関する人権上の問題について

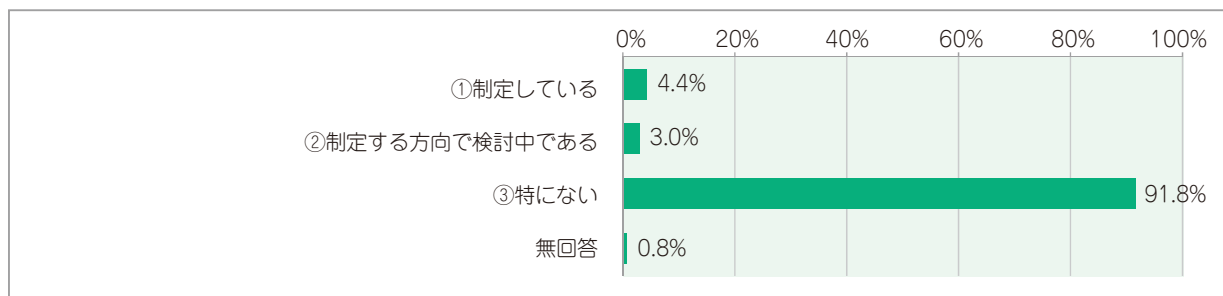


Ⅱ. 企業調査

(1) 全般的な人権問題の取り組みについて

人権に関する方針・規定の制定状況については、「特にない」が91.8%と最も多かった。(図11)

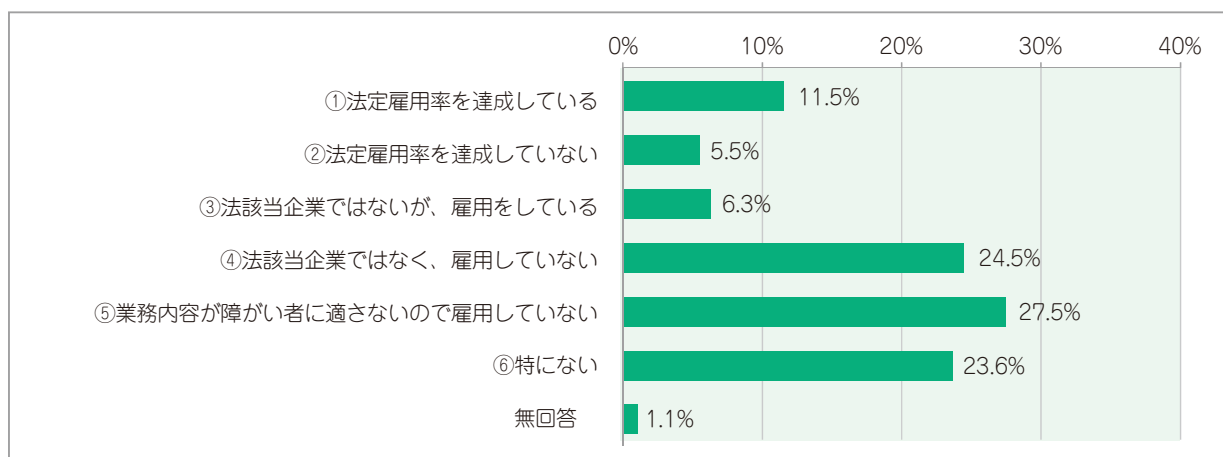
図11 人権に関する方針・規定の制定状況について



(2) 障がい者の雇用状況について

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいた雇用状況については、「業務内容が障がい者に適さないので雇用していない」が27.5%と最も多かった。次に、「法該当企業ではなく、雇用していない」が24.5%と続いた。(図12)

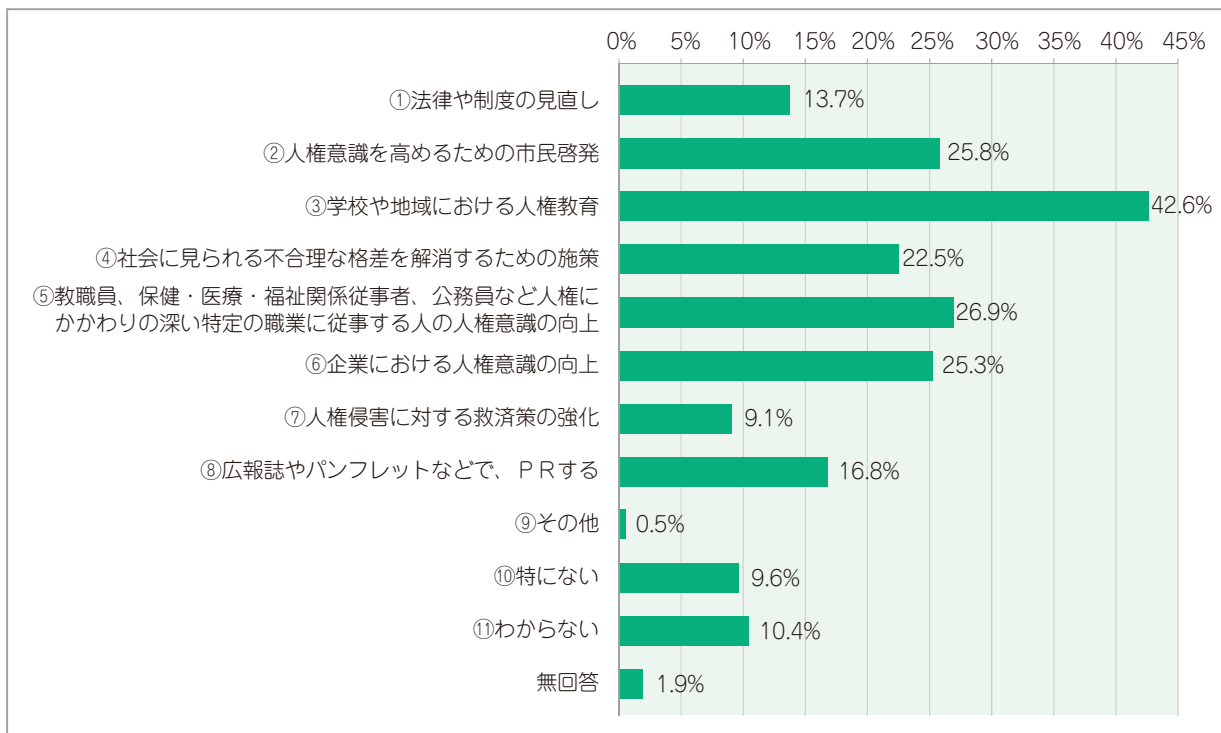
図12 障がい者の雇用状況について



(3) 人権対策への取り組みについて

人権が確立されたまちづくりのため、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきかについては、「学校や地域における人権教育」が42.6%と最も多かった。次に、「教職員、保健・医療・福祉関係従事者、公務員など人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人の人権意識の向上」が26.9%と続いた。(図13)

図13 人権対策への取り組みについて



【調査概要】

	I. 人権施策に関する市民意識調査 (個人調査)	II. 人権施策・男女共同参画に関する意識調査 (企業調査)
調査の目的	太田市の人権問題の解決に向けて、太田市民の意識、今後のニーズを把握し、人権に関する施策とその円滑な運用に向けた参考資料とします。	太田市の男女共同参画の実現及び人権問題の解決に向けて、企業の意識、今後のニーズを把握し、今後の施策とその円滑な運用を行うための参考資料とします。
調査対象	太田市民2,000人	本社所在地が太田市内かつ従業員が4名以上の企業1,000社
抽出方法	「住民基本台帳」より無作為抽出	無作為抽出
調査方法	郵送	郵送
有効回答	748件 (有効回答率37.4%)	364件 (有効回答率36.4%)
調査期間	2017年6月8日～6月30日	2017年6月8日～6月30日

用語解説（五十音順）

エイズ

ヒト免疫不全ウイルス（H I V）が免疫細胞に感染し、免疫細胞を破壊して後天的に免疫不全を起こす状態。

H I V感染者

ヒト免疫不全ウイルス（H I V）が免疫細胞に感染した者。

えせ同和行為

同和問題を口実に社会、個人や官公署などに対し、物品の購入等、不当な利益や義務のないことを求める行為。これまで同和問題の解決に真摯に取り組んできた人々や同和関係者に対する誤った意識を植え付けるといった悪影響を生じさせるなど、同和問題解決の大きな阻害要因となっている。

L G B T（エルジービーティ）

性のあり方が少数派の人々のうち、「レズビアン（女性同性愛者）」・「ゲイ（男性同性愛者）」・「バイセクシャル（両性愛者）」・「トランスジェンダー（からだの性とところの性が一致しない人）」の4つの頭文字をあわせた言葉である。

そうした性のあり方が少数者の人々を広く表す総称として、性的マイノリティ（性的少数者）と呼ぶこともある。

エンパワーメント

力をつけること。また、政治、経済、社会、家庭などのあらゆる分野で、自らの持てる様々な能力に気づき、最大限に引き出すこと。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

1998（平成10）年に制定された旧来の「伝染病予防法」、「性病予防法」、「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」の3つを統合してできた法律。1999（平成11）年4月1日施行。

国際人権年

国連において、世界人権宣言採択20周年にあたる1968年を国際人権年と定めた。

子ども・子育て支援法

日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。2014(平成26)年4月1日施行。

災害被災者

地震・台風等の天災や事故・事件等の人災にあった人(人々)。

次世代育成支援対策推進法

我が国における急速な少子化の進行等を背景として、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、且つ、育成される環境の整備を図るため、2003(平成15)年7月16日公布。国、地方公共団体、事業主等の責務及び行動計画の策定等、次世代育成支援対策を迅速且つ、重点的に推進するための必要な措置を規定。なお、この法律は、太田市子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画の根拠法令である。

児童虐待

親または親に代わる保護者が、18歳未満の子どもの心や身体を傷つけたり、健全な成長や発達を損なう行為で、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト(養育の拒否・保護の怠慢)、心理的虐待の4つに類型される。

児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)

児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見、防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護、自立支援のための措置等を定め、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的に2000(平成12)年5月24日制定。

児童の権利に関する条約

1989（平成元）年に国連総会で採択され、1990（平成2）年に発効した条約。子どもの意見表明権、思想・表現の自由、子どもに関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護など、子どもの権利に関して包括的に規定。日本は1994（平成6）年に批准。

障害者基本法

障害者福祉施策の基本事項、国や地方公共団体の責務などを定めることを目的に、1970（昭和45）年5月に心身障害者対策基本法を制定。1993（平成5）年12月、障害者基本法に改称。

障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための障害保健福祉施策。2013（平成25）年4月1日施行。

障害者差別解消法

正式名称は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。障害者基本法の基本的な理念に則り、全ての障がい者が、障がい者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障がいを理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、共生社会の実現に資することを目的とする法律。2016（平成28）年4月1日施行。

情報モラル

著作権などの尊重やプライバシーの保護など情報を扱う上で必要とされる倫理。

情報リテラシー

情報を自己の目的に適合するように使用できる能力。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が、個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境を整備するために2015（平成27）年に10年間の時限立法として制定。

人権教育のための国連10年

国際連合は人権教育を通じ、人権の保障を確かなものにするため、1995（平成7）年1月から2004（平成16）年12月までの10年間を「人権教育のための国連10年」と定めた。

人権教育のための世界プログラム

国連人権委員会が定期的に指定する特定の部門・問題に関して、国内で進められる人権教育の努力に一層焦点化するため段階的に構築されたものであり、第1段階として、2005（平成17）年1月1日から2007（平成19）年12月31日までの3カ年で、初等・中等学校制度における人権教育の推進に重点が置かれる。

人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）

1965（昭和40）年に国連総会で採択され、1969（昭和44）年に発効した条約。締結国が人権及び基本的自由の十分且つ平等な共有を確保するために、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により、遅延なくとること等を内容とする。日本は1995（平成7）年に加入。

人身取引

売春や強制労働等の搾取の目的で、暴力、脅迫、誘拐、詐欺等の手段を用いて、人を移動したり、隠したり、受け取ったりする行為であり、被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらすこと。

ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情などの好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族等に対して、つきまとい等を繰り返して行うこと。

性的マイノリティ

何らかの意味で「性」のあり方が非典型的な人のこと。性的少数者（LGBTなど）ともいう。

成年後見制度

判断能力が不十分な方々（認知症・知的障がい・精神障がい）を法律的に支援する制度。判断能力が不十分な場合に、本人又は4親等内の親族等が家庭裁判所に申し立てし、家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見制度と、判断能力が十分にあるときに、本人が将来に備えて予め任意後見人を選んでおく任意後見制度がある。

性別による固定的役割分担意識

「男は仕事」、「女は家庭」というような、文化や社会によって作られた性別による役割分担の固定的な意識。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動や、性的な嫌がらせのこと。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

人と人との輪をつなげていくことを目的としたコミュニティ型のサービス。動画や音声なども利用することが可能。LINEなど、パソコンやスマートフォンなどを使っていつでも無料で通話やメールなどが楽しめるコミュニケーションアプリも含まれる。

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることで、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、且つ、共に責任を担うべき社会。

地域改善対策特定事業

1969（昭和44）年に制定された同和対策事業特別措置法（同対法）が1982（昭和57）年地域改善対策特別措置法（地対法）が名称変更し、同和対策特定事業から地域改善対策特定事業へと名称変更した。さらに地域改善対策特定事業が国の財政上の特別措置に関する法律が施行され2002（平成14）年まで対策が講じられた。

地域福祉権利擁護事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方へ福祉サービスの利用手続援助や日常的な金銭管理等を行う事業で各都道府県社会福祉協議会を実施主体として1999（平成11）年10月から実施されている。

知的所有権

知的に創造した表現やアイデアのように実体のないものを守る権利。

同和対策審議会答申

「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問を受けた同和対策審議会が、1965（昭和40）年8月11日、政府に提出した答申。その後の同和行政の基本的指針となっている。

同和対策事業特別措置法

同和地区住民に対する差別や偏見を排除し、社会的、経済的地位の向上をはばむ諸要因を解消することを目的とし、負担経費などを含め国が講ずる措置や地方公共団体の施策などについて定めた法律。1969（昭和44）年7月10日施行、1982（昭和57）年3月31日失効。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ制限法）

2002（平成14）年5月27日施行。インターネット等による情報の流通によって、権利の侵害があった場合に、プロバイダ（特定電気通信役務提供者）の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利などについて定めた法律。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者やパートナーなど、親密な関係にある男女の間柄でおこる身体的・性的・経済的・精神的などの暴力行為。

ノーマライゼーション

障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の中でごく普通で当たり前の生活を送るため、共に生きる社会を目指すという考え方。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活していく上で障壁となるものを除去すること。もともとは施設の段差解消などハード面の色彩が強いが、広義には障がい者の社会参加を困難にする障がいの除去、ソフト面での思いやりや気持ちなどを含む。

犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした法律。2005（平成17）年4月1日施行。

ハンセン病

「らい菌」という細菌の感染によって引き起こされる慢性の感染症。感染しにくく、感染しても発症することは極稀であり、遺伝もしません。

部落差別の解消の推進に関する法律

部落差別のない社会を実現するため、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深め、国や地方公共団体における相談体制の充実や教育、啓発の推進に努めることなどが規定された法律。2016（平成28）年12月16日施行。

フレイル

健常から要介護へ移行する中間の段階で加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を指す。

ヘイトスピーチ解消法

正式名称は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律。不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取り組みについて、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を推進するため、2016（平成28）年6月3日施行。

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条（自由平等）

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条（権利と自由の享有に関する無差別待遇）

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条（生存、自由、身体の安全）

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条（奴隷の禁止）

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条（非人道的な待遇又は刑罰の禁止）

何人も、拷問又は残虐な、非人道的なもしくは屈辱的な取扱もしくは刑罰を受けることはない。

第6条（法の下における人としての承認）

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条（法の下における平等）

すべての人は、法の下において、平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条（基本的権利の侵害に対する救済）

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条（逮捕、拘禁又は追放の制限）

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条（裁判所の公正な審理）

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条（無罪の推定、罰法定主義）

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰は課せられない。

第12条（私生活、名誉、信用の保護）

何人も、自己の私事、家族、家庭もしくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条（移転と居住）

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条（迫害）

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条（国籍）

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条（婚姻と家庭）

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条（財産）

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条（思想、良心、宗教）

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条（意見、発表）

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条（集会、結社）

- 1 すべて人は、平和的な集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条（参政権）

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条（社会保障）

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条（労働の権利）

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条（休憩、余暇）

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条（生活の保障）

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条（教育）

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的もしくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条（文化）

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条（社会的国際的秩序）

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条（社会に対する義務）

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条（権利と自由に対する破壊的活動）

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

（基本的人権の享有）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

（自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止）

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉）

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（法の下での平等、貴族の禁止、栄典）

第14条 すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2・3項省略

（思想及び良心の自由）

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

（居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由）

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

（学問の自由）

第23条 学問の自由は、これを保障する。

(家族生活における個人の尊厳と両性の平等)

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権、国の社会的使命)

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公共衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利、教育の義務)

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(基本的人権の本質)

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(最高法規、条約及び国際法規の遵守)

第 98 条 この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

太田市人権施策推進協議会設置要綱

平成18年9月26日

(設置)

第1条 市の人権教育・啓発の総合的・効果的な推進について、広く市民の意見を求めるため、太田市人権施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 人権施策に係る基本方針に関する事項
- (2) 人権施策に係る重要施策に関する事項
- (3) その他人権施策に係る諸問題に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市の公募に応じた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、第3条に定める委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 協議会には、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

(幹事)

第9条 協議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、太田市人権施策推進会議の委員の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、市民そうたん課が行う。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

太田市人権施策推進協議会委員名簿

	氏名	所属等・団体名	備考
1	並河 仁	関東学園大学	学識経験者
2	齊藤 静夫	太田市区長会	関係団体の代表者
3	田幡 武雄	人権運動団体	
4	坂本 邦雄	太田市人権教育推進協議会	
5	松島 隆	太田市小中特別支援学校校長会	
6	山本 尚史	太田市小中特別支援学校PTA連合会	
7	萬年恵美子	太田市連合婦人会	
8	森本 義弘	太田市老人クラブ連合会	
9	旭井 昌澄	太田市民生児童委員協議会	
10	栗原 伸次	太田人権擁護委員協議会	
11	清水 清治	太田市国際交流協会	
12	橋本 文男	太田商工会議所	
13	金谷 義雄	公募市民	市の公募に応じた者
14	平岡 良治	公募市民	
15	吉田 春美	公募市民	
16	笹川純美代	公募市民	

太田市人権施策推進会議設置要綱

平成18年9月26日

(設置)

第1条 人権教育・啓発に係る計画の策定及び施策の総合的かつ効果的な推進について、関係部局による密接な連絡調整等を図るとともに、人権教育・啓発に係る諸問題の迅速かつ的確な対応を期するため、庁内に太田市人権施策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(構成)

第2条 推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 推進会議に議長及び議長代行を置き、議長には市民生活部長を、議長代行には市民生活部副部長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理する。
- 4 議長代行は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進会議は、議長が招集し、主宰する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、推進会議に前条第1項に定める者以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(付議事項)

第4条 推進会議に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 人権施策に係る基本方針に関する事項
- (2) 人権施策に係る重要施策に関する事項
- (3) 人権施策に係る情報の交換及び連絡調整に関する事項
- (4) その他人権施策に係る諸問題に関する事項

(太田市人権施策推進会議担当課連絡会議)

第5条 推進会議に前条に定める付議事項の具体的な推進を図るため、太田市人権施策推進会議担当課連絡会議（以下「担当課連絡会議」という。）を置く。

- 2 担当課連絡会議の運営に関して必要な事項は、推進会議で決定する。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民そうたん課が行う。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係） 太田市人権施策推進会議構成委員

市民生活部長
市民生活部副部長
市民そうだん課長
人事課長
交流推進課長
生涯学習課長
社会支援課長
障がい福祉課長
こども課長
児童施設課長
健康づくり課長
長寿あんしん課長
介護サービス課長
工業振興課長
青少年課長
学校教育課長

発行：太田市
編集：市民生活部 市民そうだん課
〒373-8718 太田市浜町2番35号
TEL 0276-47-1111
FAX 0276-47-1866
URL 015100@mx.city.ota.gunma.jp
発行年月：平成31年3月

